

## 会議録・平成25年12月17日第4回定例会（第1日）

1. 招集の年月日 平成25年12月2日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 12月17日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	奥山幸洋	2番	江京子
3番	松本忍	5番	綿民和子
6番	上田清	7番	田邊ひとみ
8番	辻井成人	9番	乾健郎
10番	伊豆千夜子	11番	阪井勇男
12番	田辺泰宏	13番	土屋吉昭
14番	間宮一彦	15番	北岡泰

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松井 友吾 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 恵三	総 務 課 長	北岡 和成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	世古口 和也
人権生活環境課長	西口 竜嘉	福祉子育て課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	田中 一夫	長寿健康課長	小池 弘紀
農水商工課長(兼)農業委員会事務局長	堀 真	まち整備課長	沼田 昌久
上下水道課長	潮谷 剛	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育委員会教育課長	西田 一成	文化財保存活用監	中野 敦夫

人権啓発推進監	中瀬 行久	土地利用調整監	松本 雅之
施設整備推進監	世古口 哲哉	監 査 委 員	児島 吉男
教育委員長	水門 洋子		

## 1. 会議録署名議員

2 番 江 京 子                      3 番 松 本 忍

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

---

(午前 9時 00分)

### ◎開会の宣言

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成25年第4回明和町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

---

### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定によって、議長より指名をいたします。

2番 江 京子 議員

3番 松本 忍 議員

の兩名を指名いたします。

---

### ◎会期の決定について

○議長（北岡 泰） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの4日間としたいと思います。こ

れに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長（北岡 泰）** ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月20日までの4日間と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

**○議長（北岡 泰）** 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出いただいております、8月、9月、10月の例月出納検査結果報告書の写しと、一部事務組合議会の報告書の写しを、お手元に配付しておりますので、後ほど、ご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

**○議長（北岡 泰）** 日程第4 行政報告を行います。

町長。

**○町長（中井 幸充）** おはようございます。

本日ここに、平成25年第4回明和町議会定例会を開会させていただきましたところ、議員の皆様には、年末を控え、公私何かとお忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

ただ今、本定例会の会期を4日間とお決めいただき、諸案件につきまして、ご審議いただくことに対し、厚くお礼を申し上げます。

一昨年 of 東日本の大震災から3年目の冬を迎えました。被災地では道路、学校、病院など公共施設をはじめとしたインフラの再整備はもとより、農林水

産の再構築や震災で職を失くした方々の就職対策など、課題は山積みされています。そして、今なお多くの人々が避難所生活を余儀なくされ、復旧・復興を待ち望んでいる状況であります。加えて、福島原子力発電所の事故処理では、汚染水処理の問題などが次々と発生し、まさに国を挙げて全力で立ち向かうべき試練が続いております。被災地の1日も早い復興を願って止みません。

国においては、各省庁から平成26年度の概算要求が発表されました。特に農林水産省関係では、農業構造改革と生産コスト削減を目指すため、都道府県段階に仮称でございますが、農地中間管理機構を整備することや、経営所得安定対策の見直しが織り込まれています。また、厚生労働省関係では、国民の暮らしに直接かかわる医療、介護、少子化対策、年金の4つの分野で改革を進めるための社会保障プログラム法案が成立をしました。

この法案は、毎年1兆円ずつ増え続ける社会保障制度そのものの維持のため、国民相互に努力を求めるという改革理念に立って、医療制度における利用者負担の見直しや、年金支給開始年齢の引き上げ、介護制度では特別養護老人ホームの入所要件の厳格化、あるいは要支援者向けサービスを市町村に移すことなどの具体的なスケジュールと手法を定めるものであります。

中でも医療保険制度の改革では、皆保険制度導入以来の大改革となる国民健康保険の都道府県化が盛り込まれました。

経済情勢は、今年に入って輸出産業を中心に上向きとなり、国の15か月月予算により一部の業種で明るい兆しが見えてきましたが、地方経済への本格的な波及や4月に施行される消費税の引き上げに伴う、経済への影響は未知数であります。

また、近隣諸国との厳しさを増す外交問題、農業などへの大きな影響が懸念されるTPP交渉の決着も大変心配されるところであります。

一方、県におきましても、「みえ県民力ビジョン」のもと平成25年度の式年遷宮効果をいかに県下に波及させるかを全面に打ち出し、観光施策をはじめ

めとして各政策分野で事業推進を図っておりますが、特に、本町では史跡齋宮跡東部地区における10分の10の建物復元整備が待たれるところであります。

このような状況下、町におきましては平成25年度予算をほぼ順調に執行してまいりましたが、今後も総合計画に定める、「歴史文化と自然が輝き、快適で心豊かな「和」のまち明和」を目指し、次代を担う子どもたちが思いやりのある豊かな心を育み、安全安心で希望の未来を築くまちづくりを進めるため、国の予算編成方針や県の動向を見極めつつ、平成26年度の当初予算編成作業を進めてまいりたいと存じます。

それでは、9月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして簡略にご報告させていただきます。

10月6日、総合体育館で「敬老福祉大会」を開催をしました。大会は、町と町老人クラブ連合会の共催で、長寿を祝い演芸大会などを通じて交流と親睦を深めてもらおうというものです。この日は936人が参加をされましたが、徐々に参加者の減少が見られることから、今後は、敬老福祉大会の運営方針の見直しが必要と受け止めています。

10月12日、中央公民館で「平成25年度戦没者追悼式」を挙行いたしました。戦後68年が経過をしていますが、未だに遺骨も帰らぬままのご遺族もあり、戦後はまだ終わっていないのが現実です。

今日、尖閣諸島などの諸問題で、近隣諸国との摩擦が増していますが、どうか先の大戦を教訓に、外交的努力で平和的に解決されるよう願ってやまないところであります。

10月12日と13日の2日間にわたり開催されました「伊勢まつり」に、明和町は齋王まつりや特産品の出店で参加をいたしました。今年は式年遷宮の年とあって、齋王群行が進む伊勢市駅から外宮前の沿道は、例年になく大変な人出となりました。祭への参画で、明和町と齋宮跡を大いにPRすることはできましたが、今後は、遷宮効果で1,300万人とされる伊勢への観光客を、いかにして明和町に呼び込んでいくのかを町の課題として受け止め、関連施

策を鋭意推進してまいりたいと存じます。

好天に恵まれた10月13日、明和町体育協会の主催の「平成25年度明和町スポーツまつり」が明和中学校グラウンドで開催されました。各地区のスポーツ振興会やスポーツ少年団をはじめ、子どもからお年寄りまで幅広い年代の皆さんに参加していただきました。さわやかに晴れわたった秋空の下、恒例の地区対抗リレーや年代別リレー、老人クラブ連合会による6色玉入れなどの各種競技が行われ、スポーツの秋を楽しんでいただきました。また、各種スポーツ大会で優秀な成績を納められた皆さんを表彰いたしました。

10月15日、明和町社会福祉協議会と「災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しました。協定は、災害発生時に同協議会が運営する福祉施設明和の里と障がい者福祉サービス事業所ありんこに、福祉避難所を設置することにより、災害時に援護を必要とする方々がスムーズに避難できるように基本的な事項を定めたものでございます。現在、町内には約4,000人の要援護者がみえますが、この協定を契機に着実な要援護者対策を進めていく必要があると受け止めております。

10月17日、18日の両日、昨年に引き続き東海地域の7市町による「中部歴史まちづくりサミット」が亀山市で開催をされました。サミットは、歴まち法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定を受けた高山市、犬山市、恵那市、美濃市、亀山市、岐阜市と、そして明和町の7市町が互いの文化・観光面での交流や人材育成、情報交換を推進しようと、昨年からはまったものです。

今後は、この趣旨をさらに広げるため、災害時に歴史的文化遺産が被害を受けた際に、お互いが支援できる事項も加えた「中部歴史まちづくりに関する合意書」を交わし、関係自治体間で連携をすすめていくこととしました。

町が防災対策の一環として取り組んでいた「明和町津波避難マップ2013」が完成し、全世帯と町内事業所に配布いたしました。マップは、平成24年8月に発表された南海トラフ巨大地震で想定されている大津波に対する避難啓発を目的に作成したもので、海拔8メートルの津波避難目標ラインを記し、

ウェブ上でも閲覧できるようにしました。町民の皆さんには、このマップを見ながら実際に歩いて避難ルートを確認してもらうなど、積極的に活用され、防災に対する意識を高めていただきたいと思います。

また、10月22日には、三重県行政書士会と明和町で「災害時における協力に関する協定」を締結しました。東日本大震災で被災した市町村では、職員が復旧・復興で走り回っている最中に、罹災証明などの諸証明の申請が大量に発生し、役所の窓口が大混雑したとのことでした。協定は、この教訓を踏まえ、災害発生時に行政書士会の皆さんに、職員が手薄になる役場での行政手続きのサポートや無料相談会を実施していただくというもので、大変心強く、ありがたく思っているところでございます。

10月23日から25日まで、「第72回日本公衆衛生学会総会」が県総合文化センターで開催されました。この学会は、保健・医療に関する様々な調査研究を通じて日本の公衆衛生の向上を図ろうというもので、明和町からは福祉子育て課の3人の保健師が、妊娠届時に行う妊婦調査をテーマに日ごろの研究結果を発表しました。この学会は昭和22年に発足し全国持ち回りで、開かれているものでございますが、全国から集まる専門家を前にして、町職員が日ごろの業務で培ったものを発表することで、職員の資質向上はもとより、モチベーションの向上にも効果があると受け止めております。今後も、町職員が様々な政策分野で、日ごろの業務を通じた成果を積極的に発表できるように努めたいと思います。

10月27日に上御糸小学校で予定をしておりました「町総合防災訓練」は、台風等による影響で会場準備が進められず残念ながら中止しましたが、町内各地では大淀地区や下御糸地区などで「地区防災訓練」が実施されました。大淀地区の津波避難訓練では、約240人が外付け階段を使って大淀小学校の屋上へ避難し、下御糸地区では、約330人がイオン明和の屋上へ避難する訓練を行っていただきました。

文化の秋の祭典、「第39回町民文化祭」が11月2日、3日の両日、中央公

民館と総合体育館において開催されました。

総合体育館では、絵画や写真、美術工芸、被服、菊、盆栽など町民の皆さんの作品展示をはじめ、お茶席や行政チャンネルの紹介、学校給食の揚げパン販売などが行われました。中央公民館では、小・中学生の作品展示、軽食コーナーのほか、2日に囲碁大会、同日午後1時からカラオケ大会、3日には芸能大会、ふるさと会館では不用本・雑誌の無料持ち帰りも行われ、両日ともたくさんの人出で賑わいました。

11月13日に「全国史跡整備市町村協議会」の臨時大会が東京で開かれたので、財務省、文部科学省、文化庁、史跡保全議員連盟へ史跡齋宮跡の整備の現状を説明し、特に公有化助成制度の充実について陳情をいたしました。

11月17日早朝には、「第33回空き缶ゼロ運動」を実施いたしましたところ、町内全域で約3,500人の町民の皆様が参加をされ、道端や水路などに捨てられていた空き缶やビン、ペットボトルなどを回収していただきました。回収された缶・ビン類は、総重量で約1,290キログラムになりました。ここに改めて、皆様方のご協力に感謝申し上げますとともに、これからも環境美化の推進に向けて、ご理解とご支援をお願いしたいと思います。

また、11月19日から21日にかけては、「全国町村会総会」と「国保制度改善強化全国大会」がそれぞれ東京で開かれました。地方交付税の総額確保や償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持、車体課税の見直しに伴う安定的な財源の確保、ゴルフ利用税の現行制度の維持などを町村財政に直結する内容について、地元国会議員の皆様にご陳情をさせていただきました。

また、国保制度改善強化全国大会は、三重県国保連合会の副理事長として出席をさせていただきました。大会では、特に国の責任において、国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築すべきであり、新たな制度の運営に際して都道府県と市町村とで適切な役割分担がなされるよう、地方と十分な協議を行うとともに、実際に制度を運営する現場が混乱しないよう、必要な準備期間を確保すべきであるなどの大会宣言を満

場一致で採択をいたしました。

いずれにしましても、社会保障制度と税の一体改革をはじめとして国の改革が進んでおり、これを受けて自治体行政の各政策も大きな分岐点にさしかかっています。このことを十分に踏まえつつ、町の将来を見据えて、町政の的確なかじ取りをすすめてまいりたいと存じます。

次に、本定例会の上程議案につきましては、人事案件が2件、事務委託にかかる協議が1件、工事請負契約の変更が2件、そして平成25年度一般会計補正予算ほか6つの特別会計補正予算と水道事業会計補正予算をお願いすることとしています。

大変厳しい環境の中ではありますが、町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりのため、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら誠心誠意努力をしてまいりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

**○議長（北岡 泰）** 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

---

### ◎一般質問

**○議長（北岡 泰）** 日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、4名の方より通告されております。

許可したいと思います。

1番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「いじめのない学校と社会を」、「避難所のあり方について」の2点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

**7番 田 邊 ひとみ 議員**

○7番（田邊ひとみ） おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いたします。

まず1点目、いじめのない学校と社会をについて質問いたします。

記憶に新しい2011年の滋賀県大津市のいじめ自殺事件、それ以前からもいじめ問題は数えきれないほど存在をしております、大きな社会問題になっていたのですが、この滋賀県の事件が大きく報道されたことで、改めてこのいじめに対し、社会的に大きな注目が集まることとなりました。この滋賀県の事件は、今もっても完全な解決を迎えることなく、いじめの深刻さや悲惨さを伝えるものとなっております。

明和町におかれましてもいじめ問題に関しましては、全国他の市町と同様何らかの問題を抱えている。そしてその対応に全力を尽くして取り組んでおられると、このような話をこれまでも伺いしております。人と人が一緒に暮らしていく上で、いじめというものが一切なくなるということは不可能なことかも知れません。学校で生活をする子どもたちが、いじめという悲しい行為で傷つき、命を損なうことのないように、健やかに過ごせる環境づくりをつくり上げることにしまして、今後も一層の努力で取り組んでいただきたいと、まず最初にこのことを申し上げたいと思います。

そして、このいじめ問題ですが、これは国のほうでも大きく取り上げられまして、改めて議論も行われ、その結果、本年、いじめ防止対策推進法が成立し施行される運びとなりました。このいじめ防止対策推進法は、いじめから一人でも多くの子どもを救うために社会が総がかりで対応していくという、命を守りたい切実な願いを法制化したものでありまして、さまざまないじめに対して、どのように対応していくかを示している大切な法律でございます。

しかし、この法律は国会での審議時間も大変短く、その内容には見逃すことのできない問題点がいくつかあり、私たち日本共産党はその問題点を指摘し、国会では反対の立場をとっております。この法に対しては全国各地でさまざま

を動きが、今、始まっているようでございますが、施行されたばかりの法律です。対応については各地ともこの年末年始、そして年度内での対応という形になっているように見受けられております。まだまだ、これから対応していかなければならないということなのではと思いますが、明和町でもこれからはこの法律に基づいて、いじめに対して取り組んでいくことになるかと考えられます。私たちが疑問視したり、不安に思っている点に関して、明和町で今後どのように対応されていくのか、お尋ねをしたいと思います。

まず1点目、この法では第4条で、子どもたちにいじめを行ってはならないと明文化しております。いじめの防止をいじめの禁止から始めようということでございます。いじめはいけないことです。でもいじめは子どもの成長過程で誰にでも生じる可能性があるものであり、それはその都度、教育やこころのふれあいを通じて解決をするものであり、法律で禁止したらそれでなくなるというような性質ではないと考えます。その点をどうお考えになるか、まず最初にお聞きをしたいと思います。答弁をお願いします。

**○議長（北岡 泰）** 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

教育長。

**○教育長（西岡 恵三）** おはようございます。

ただいま田邊ひとみ議員から、いじめのない学校と社会を願いのもとに質問をいただきました。議員も申されました2011年の滋賀県のいじめ自殺事件、その対応も含め大きな社会問題となってきたことは、皆様もご存じのことです。子どもの自殺など決してあってはならないことです。いじめによって死に至る子どものこころや、我が子の死を受け入れない親の心境を思うと、改めてこの問題への間断ない取り組みが必要を痛感しているところでございます。教育に関わる者として、確かな子どもの理解、子どもの実態把握に努め、粘り強く信頼を得る取り組みを進める覚悟を胆に命じているところでございます。

さて、議員が申されました法律、いじめ防止対策推進法は今年6月に公布さ

れ、10月に施行をされました。国を挙げて、国民挙げていじめを防止していこうというもので、基本方針、基本理念、基本的な施策、いじめ防止等に関する重大事態への対処等々、35条からなる法律でございます。その4条に、児童等はいじめを行ってはならないという、いじめ禁止の規定がございます。法律で禁止したらいじめがなくなるというものではない。いじめはそのような性質のものではないという議員のおっしゃること、私にもそのように思うところでもありますが、しかし、いじめによって尊い命が奪われています。死に至らなかった場合でも幼少期、思春期に受けるこころの傷は、その後のその子の人生に深い傷を残していくということを思うと、いじめの禁止条項は、なくしたい、なくさなければならぬという我々の強い思い、願いをうたったものではないかと思うところがございます。

いじめは決して許されることではありません。いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得ます。そしてどの学校にでも起こり得るという事実、認識をもとに児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての大人が、学校関係者が、教育的配慮を行いつつ、きめ細やかな取り組みをしていく必要があると思っております。

以上で、ご理解いただきます。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

**○7番（田邊ひとみ）** ただいま教育長からご丁寧な説明をいただきました。

本当にいじめは起こしてはならない、あってはならない、本当に私もそう考えます。また、私の周辺でいじめの被害にあっている子どもさん持っている親御さんから話を聞きますと、やはりもういじめ、とにかくなくしてほしい、これ本当こころの叫びとして私も聞かせていただいております。ですけれども、禁止をしてなくなるものではないと、その考えをしっかりと行政でも取り組ん

でいただかないと、そのことがまず一番大切なことだと私も考えておりますので、どうぞ今のそのお気持ち、忘れずに取り組んでいただきたいと思います。

そして、このことは法律で定めるだけのことではなくて、これは子どもの義務でもなく、子どもがいじめられることなく安心して生きられる権利を保障すること、それを権利を守るために大人のこういう取り組みを法律で決めるって、こういう視点が大切なのではないかと私たち考えておりますので、そういう部分に対して、しっかりと取り組みをしていただきたいと思います。

そして続きまして、これも大切なこととお聞きをしたい部分でございますが、この法律の25条や26条を受けまして、いじめをした子どもに対して懲戒を加えるということが書かれ、本来であるならば慎重に実施すべきであるという出席停止を命ずると、厳罰ともとれるような事柄が記されております。いじめている子といじめを受けている子との間に距離を設ける措置というのは、場合によっては本当に命の危険というものもございますので必要だと考えております。ですが、いじめを行った子どもに対して厳罰を与えるというやり方は安直すぎるのではないかとこの考えもございまして、いじめを行った子どもに対してこそ、丁寧なところのケアというものが重要ではないかと考えます。子どもは先生、学校に見捨てられたんじゃないかと感じてしまったりしないでしょうか。先生と子どもの信頼関係という部分でも心配をしております。

今、学校教育法の現状を見ても、出席停止に関しては、その期間中の子どもへの指導の保障や、再び出席を始めたときの子どもへの影響などを考えて、慎重に行わなければならないということになっていると聞いております。これを改めて法律で位置づけをして活用するということになると、非常に不安感を感じてしまいますが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また現在、今、明和町の現状として出席停止といじめに関しての懲罰的な措置、これが行われているのかどうか、その現状も一緒にお答え願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 確かにこう第25条、26条には懲戒に対する考えがあります。25条では学校、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に懲戒を加えることができる。ただ加えるものとする、第26条では、市町村の教育委員会はいじめを行った児童等に、保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき出席停止を命ずると、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるというのがあります。

いじめを行った子どもに対する懲戒は、学校教育法、同施行令によるところでございます。議員がご指摘のように、他の項でも保護者の意見を聴取することや、出席停止の命じにかかる児童の出席停止の期間における学習に対する支援、その他の教育上必要な措置を講ずるものとするなどがうたわれています。懲戒はいずれも学校における教育目標を達成するため、児童等に対して行われるものでございます。当該児童等の性格、行動、心身の発達状況、非行の程度等の諸般の事情を考慮のうえ、それらによっては懲戒による教育的効果を期待して得る限りにおいて行使すべきであると考えています。あくまでも教育的配慮のもとに行わなければならないと思っております。決して、安直な考えで行われるものでは決してありません。懲戒は学校にとっても教育関係者にとっても苦渋の選択と私は思っております。それまでの取り組みが何であったのか、無念さの何ものでもないというふうに思います。

この懲戒によっていろんな形、いじめられる子どもたちの安全・安心を確保するべく、いじめた子どもに対して本当にこう自分の反省と、それから今後の行動に対して、やはり罪を憎んで人を憎まずという言葉がありますけども、罪の場面でやはり懲戒が必要な場合には、苦渋の選択でやらなければならないというような考えでおります。一番多いのは、多いと言いますか、思いはやはりそのほかの子どもたちにとって、安心して安全な学校生活ができるか、その子のためにそのことが壊されてはならないというその一面もひとつあると思っております。

やはりいじめた子に対する支援も合わせながら取り組んでいきたいというふう  
に思っています。明和町でも残念ながら昨年、この7月に出席停止命令を出した  
児童がおります。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） 明和町でも出席停止命令、そういうことが行われた実  
情もあるということを伺いましたけれども、その子、その子、そのケースケー  
スでいろんな対応の仕方があると思います。それはもう本当のその子どもさん  
の事情、またそのクラス全体の事情、家庭の事情等配慮して、しっかりと考慮  
してやっていただきたいと思います。

また、この法律では今まではいじめられている子どもさんが違う教室に隔離  
されるというような形だったのが、今度はいじめる側の子どもを隔離をして、  
そういう対応していくという形にも、方向がちょっと変わっているという部分  
も何かあるということも、親御さんのほうから聞かさせていただいて、そうい  
う部分の対応で、親御さんのほうが賛否両論の声も出ているんですけれども、  
そういう部分も含めまして、しっかりと考慮をしてやっていかれたら、私もそ  
のようにしていただきたいと考えております。

続きまして、変わりますけれども、次はこの法律の15条に書かれております  
道徳心についてお尋ねをしたいと考えます。ここでは学校におけるいじめ防止  
ということに対しまして、道徳心を培い、すべての教育活動を通じた道徳教育  
というものを第一として書いております。市民道徳の教育は大変重要なことだ  
と考えております。ですが、それは教員、子ども、保護者などが自主的に進め  
ていくものであって、上から形を押し付けるものであってはいけないと考えま  
す。実際最初に申し上げました滋賀県の大津の中学校では、当時、市内唯一の  
国の道徳教育推進指定校だったということからも、道徳教育を中心にしたいじ  
め対策は効果の面で疑問視されている。こういうことがわかりやすい事例にな  
ったということが言われております。

そして、この大津市なんですけれども、今年1月に第三者調査委員会で意見をまとめ上げまして、道徳教育や命の教育の限界についての認識をもって、むしろ学校の現場で教員が一丸となったさまざまな創造的な実践こそが必要ではないかと考えるということで、道徳教育の限界、これを指摘しております。また、道徳教育に関しましては日本弁護士連合会も意見書を提出して、いじめ防止対策として逆効果になりかねないと、このような指摘をしております。

そこでお尋ねをいたします。明和町としての道徳教育に対する考え方について、一点お答えください。また、この大津の意見書の中に入っております学校や教員が一丸となって取り組む創造的な対応、こういうことに対しましての考え方や取り組み、こういうものがございましたら、お答えをください。

**○議長（北岡 泰）** 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、教育長。

**○教育長（西岡 恵三）** 道徳教育のことについてご質問をいただきました。

今年度の明和町教育行政方針においても、深刻化するいじめ問題の防止のために、こころの教育、道徳教育の重要性が求められているとし、人の命を大切に人権感覚や道徳観をしっかりと身に付けさせる学習の研修に取り組んでいくということとしております。具体的に文部科学省や三重県教育委員会が作成したこころのノートの採用をして、活用しているところでございます。道徳教育は学習指導要領に規定され、学校教育活動全体を通じて行うものとされています。現在は教科ではなくて、療育特別活動と同様に、療育と位置づけられています。最近のニュースでは教科になるような動きもあると聞いております。現在、道徳教育の時間は年間35時間、週1回になっています。基本的には今後も学習指導要領に基づき道徳教育に取り組んでいくとしております。

しかし、議員が申されますように、学校や教師が一丸となって学校教育全体、学校教育活動全体を通じて培っていくことが本当に大事であるというふうに認識しております。また、家庭との連携というものも大事にしなければならないと思っております。そして何よりも子どもたち自身が、やはりいろんな体験活動を通じて学びとっていくことが、これが非常に大事なことであるというふうに思

ってます。そのために学校教育全体、活動全体を通じての道德観の育成というものを重視していこうというふうに思ってます。

創造的な実践、対応に関してはどうかというのでございますが、やはり創造的な実践というのはどんなものかというのは、私にとってもちょっと曖昧なところがございます。学校全体、教師が一丸となって取り組むということを考えていきますと、いろんな学校行事がございます。この間、小学校でも学習発表会があったりとか、その中にはその学級での発表で、ひとつの一丸となって何かを成し遂げるという方法がひとつあります。学校の教育活動全体というのは学級づくりがもとになってくるように思ってますので、その学級で何かを成し遂げていく方策、いろんな活動があって体験学習があります。ある小学校ではよくやっているんですけども、田んぼでひとつの米をつくり、それを餅にして全校に配っていこうと、食べさせてもらおうと、私も町長もいただいてきたこともあるんですけども、そんなような活動、また中学校でよくやっていただいている、皆さんもご存じやと思うんですけども、春には全校の陸上競技大会があって、クラス対抗で、それがひとつの学級づくりの主なものになると思います。

しかも、その全員リレーというのがこう注目されているんですけども、クラスの全員が100 m走ってリレーで競い合うと、その中には運動大嫌いな子もおりますし、それから走れない子もおるし、得意な子もおります。それを学級でどうしたらその全員リレーを成功させられるか、走れない遅い子には早い子がカバーしていこうと、どんなリレーの順番で走ればクラスのためになるかというような、その諸々のいろんな活動が学級づくりには大変役に立つだろうというふうに思うところです。

また、中学の文化祭で、学級で合唱をやります。一度皆さんも聞いていただくと大変感動する場面があると思うんですけども、そういう学級での対抗で学級づくりをすることを、ひとつの大きな問題にしていきたいなど、それと感動することは学年合唱と言いますか、小学校は全校でやりますけども、中学校は

200名の1年生の子、2年生の子がそれぞれが全校合唱で、ひとつのものをつくり上げていこうということが、ひとつの大きなその教員一丸となって学校づくりに励んでいくというものが、ここで言われる創造的な実践の活動ではないかなと思うところがございます。以上でございます。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

**○7番（田邊ひとみ）** 明和町の取り組み聞かせていただきました。私も子どものころ道德教育という、道德の時間大好きでした。それでまた私も娘二人おりましたも、今26歳、27歳になってますけれども、その中学校のときの合唱コンクールのCDというのはいまだに思い出して、ちょっと聞いては恥ずかしいわとか言うて、すごくこころに残っているものになっているみたいです。そういう部分で、そのこころをつくっていくということには、もうすごくそういうこと効果があるんだなというふうに私も考えております。そういう形で、この明和町独自で色々取り組みをされるって、そういうことが私創造的な取り組みだと考えております。

ですけれども、道德教育というと、今、もう私個人的な意見にもなるんですけれども、今、日本の国の流れの中で愛国心とか、そういうものを培わなければいけないというような、何かこうちょっと嫌な雰囲気になっていくような部分があると、そういうふうを感じている部分で、そういうための道德心、上からの押し付けになるというような道德心をするような学校の教育になってはいけないと、もうこれは私、今一番心配しているところでございます。本当、子どもたちもう純真無垢なところでさまざまなものを吸収していく成長期でございます。その中で私の知り合いの方が言われたんですけれども、教育は国の方針を植え付けるための重要なツールであると、そういう批判の言葉を出されている方がいます。本当、これ怖い考えだし、私もひとつ間違えたら大変なことになるのではないかと考えております。上から押し付けて大人が扱いやすいような子どもをつくるというようなのが、あってはいけないと思うんです。そう

いう部分では道徳教育に対しては、本当に慎重な心構えで子どもたちに接して  
いていただきたいと考えております。こういうことを私一言申し添えまして、  
次の質問に移りたいと考えます。

続きまして、いじめ問題に関して私たちが不満に感じていることに、情報の  
隠蔽というものがございます。大津の事件などで重大な事件で取り上げられて  
おりますのは、被害者の家族が真相を知る権利ということでございます。これ  
こそ本当に法的に保障されなければいけないものだと考えております。今回の  
法律では重大な事態が起こったときに、学校はいじめられた本人や保護者に対  
して事実関係などの必要な情報を適切に提供する。このように明文化されてお  
ります。このことは大変評価できることだと考えるんですけども、必要な情  
報を提供をするという部分で、学校の考え次第で情報が提供されない心配も  
あるのではないかと、そのようなことも感じられます。もう真実を知ること  
で防げることもたくさんあると思います。明和町であってはいけないことなん  
ですけども、大変重大な事件が起こったときの情報提供について、どのよう  
にお考えになっていらっしゃるのか、答弁を願いたいと思います。

**○議長（北岡 泰）** 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、教育長。

**○教育長（西岡 恵三）** 冒頭申し上げました大津市の市立中学校の事件では、  
マスコミ等において事件前後の学校と教育委員会に隠蔽体質があると強く指摘  
され、大きく報道されました。重大な事件が起こったときに学校及び教育委員  
会は、まず被害児童生徒を守ることを最優先にして、いじめの解決に向けて取  
り組まなければならないと思っております。

把握した情報については、個人情報の取り扱いにも十分注意しなければなり  
ません。必要な事項については関係保護者に対してですね、正確かつ最大限に  
提供していきたいというふうに思います。保護者や地域の住民の皆さんの信頼  
を確保することに、我々も努めていかなければならないということ。そのため  
にはですね、学校においては事実関係を正確に把握すること、記録すること、  
それを我々教育委員会に速やかに報告してもらって、その開示ということに

なります。ただ、すべてが、学校が隠蔽するということがよく言われていますけども、まずそのいじめとかいろんな問題が発生したときには関係する子どもから、いろんな形で正確に何が行われたのかという情報をつかまなければならないということが、一番のことだと思っております。不正確なことを保護者に説明するわけにはいきませんので、その間には随分と時間的な余裕が、余裕というか時間が要ります。速やかにしなければならないことですが。

それからいつも行われていることは、その保護者に学校に来ていただき懇切丁寧に説明をします。疑問があれば、その都度それについて調査をする。調査をするためにはいろんな形で正確さを期さなければなりませんので、少し待ってくださいという形のもが出てくるかもわかりません。そういうことで情報のことはやはり保護者と学校とその子ども、いじめられた子どもということの関係する子どもたちとの間のコミュニケーションとか、それを最大限にしなければ、この事件の解明はできないということです。常々もう本当に何かひとつ事件が起こりますと、連日連夜のごとくその会議をしながら、保護者との話し合いをしていくというのが、今の現実でございます。

よく隠蔽、隠蔽、何を隠すというんじゃなくて、まだきちんとして伝えられないという場面はあるし、その子どものプライバシーもありますし、そのことについて、よく私どもの、よく新聞に叩かれています。公表してないやないかと、公表とは一体何なのかということもよく考えなければならない。公表というのはすべてのその皆さんにこんなことがありましたと言わなあかんのかという中身があるんですけども、こんなことが起こりました。すべてのことについて公表するべきやと言われているんですけども、その隠蔽体質というよりも、やはり公表するということがどういうことかというのを、もう一回考えていただかなければならないかなというふうに私は思うんですけども、大変隠蔽体質は決してないというふうに思っております。以上です。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

**〇7番（田邊ひとみ）** 最初に私が隠蔽という言葉を出したのは、ちょっと大変きつい言葉であったかと私もそれは考えております。情報の教育長も言われました公表ということに対しては、どこまで、どのようなものということはあると思うんですけれども、そのいじめの当事者である被害、加害、またその関係される方の間においては、やっぱりきちっとした事実をきちっと的確に、なるべくできるだけ早く正しい情報をお互いに共有し合って、その中で解決していくということが、一番解決早い道だと思います。どうしてもそのいじめた、いじめられた子どもさん、真実を語るということも難しいと思いますけれども、そういうところのこころのケアというのも本当に大切にいただいて、できる限りの努力をしていただきたいと思います。

また、その中で先ほど教育長もおっしゃられましたけども、一度そういうふうな事件が起こりますと学校の関係者の方々、大変時間を割いて色々やられているということで、その点について私も次の質問に続けていきたいと思っております。

本当に、こういういじめの事件の中で先生方の果たす役割って、大変重要なものになっておると考えております。私自身も今年の夏に、高校生の子どもさん、この明和町ではないんですけれども、その方のちょっといじめ事件というものにかかわることがあったんですけれども、警察のSOSの110番のそういうフリーダイヤルのとことか電話をしたら、何か全然つながらなくて、あとで警察にしたら担当の者がおらんかったもので、そのやつを切ってましたんや、そやでつながらんだんやわとか、そういう言い訳の返事をもらったりして、これもし、私が電話かけたからよろしいけど、当の子どもさんがもう命の危険を感じて電話かけたときに、電話がつながらんだらどうなるやとか、そういうようなものすごい心配なこともありました。それは私警察にもこういうことはいかんやないかということも話もさせてもらってます。

そういう中で、その高校生の子どもさんとの話を聞いてますと、そこでちょっと失礼なんですけど一番感じたのは、学校や先生側からできたら問題を大きくしたくないという態度と、先生方大変忙しくて、なかなかそのことに関わっ

ていられないというような対応不足というものをすごく感じました。結果、その子どもさんとそのご両親は、学校に相談したことがもう余計にストレスになってしまって、大変今も苦しい思いをされているということを聞いております。先生お忙しいというのはわかりますし、一生懸命対応されているとわかるんですけれども、子どもと向き合う時間って、これを本当にしっかり確保するということが大切なんではないかと私も経験上感じました。

そこで、お聞きをいたします。今、色々対応されていると言っていますけれども、学校の先生や保健師の先生などが、十分に子どもたちに向き合える時間、これは確保されているんでしょうかということをお聞きしたいのと、また反対に、子どもたちと向き合う時間を大切に一番にするあまりに、先生が勤務時間中にあるべき、そういう仕事をするべき時間とか、プライベートの時間そういうのが削られていると、そういうことは今、ないのでしょって、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 惠三） 学校や教員側の対応で、できたら問題を大きくしたくないという、これはすべての人間は持っていると思うんです。そのために対応する、解決したいという気持ちでやっていくというのを、ちょっと先に申し上げたいと思うんですけれども、本当にこう学校の先生方は大変ゆとりがございません。私どもは毎月定例の校長会等で学校の様子等を確認しています。すべての教員は子どもと真剣に向き合っています。そして向き合う時間こそがあって、しかるべき時間であって、重要な時間であるということを認識し合いをしております。

本当に先生方にはゆとりがございません。しかしながら、児童、子どもの揺れや、あれや、ストレスやとかいろんな形に対応すること、これは教職員の使命であると考えております。当然、時間の制約にもとらわれることなく、やはり児童生徒のことを最優先に考えて行動する。それが教職員の当然の姿勢であるというふうに我々は常に思っているというところがございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） 子どもと向き合うことが教員の使命やという、もう本当大変重い言葉いただきました。本当にそういう思いで先生方皆さん取り組んでいらっしゃると思います。ですけども、やっぱり限界もあって、先生方のその疲労やら精神的な疲れというものも、大変私も聞かせてもらっておりますので、これを解決するためにやっぱり国に対して、やっぱり少人数学級を進めていくとか、教員先生の人数を増やしていくとか、今、国のほうで先生をまだ減らさなあかんというような意見が出たりしたこともあったんですけども、こういう現状というのをしっかりと訴えていただくということも大切なことなんやと思います。そういう部分で、また国に訴えていただくということも、私強く要望したいと思います。

で、そういう部分も踏まえまして、次の質問に入りますけども、過去にほかの議員からの質問でもございましたけれども、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど専門の方が今、明和町にもいらっしゃるということで、人数も少ないけれども精力的に頑張っているらっしゃると、そのような答弁過去に伺っておりますけれども、今回の法律で、いじめに対する対策が専門的知識に基づき適切に行われるように、教員の養成及び研修の充実ということがうたわれております。学校で子どもたちと接している先生方にも専門知識を持ってもらおうということで、研修の場を確保したりするというようなことが、この法律でうたわれているんですけども、このことに関して研修等の計画が明和町でなされているのかどうか。

それともう1点、カウンセラー、ソーシャルワーカーや専門のお医者さんなどの人員確保や協力体制を整えていく、これも学校の要請に対して派遣される人を確保するための必要な措置を講じなければならないということになっているんですけども、このことに関しまして、この2点に関しまして、現在の状況をお答えいただき、また先々何らかの計画がありましたら答えていただきたい

と思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 今、専門的チームに基づくとということが必要であるということでございます。教員の養成や研修が十分にされているか、そういう研修会をしているかということですが、各学校とも毎月1回はそういう研修の日がありまして、個人研修、全体研修の中で、やはりいじめの問題、対応についての研修も当然入ってくるというふうに思っています。

町としては、今の予算化しました学級の満足度調査というのがありまして、ハイパーQ Uというのを実施しております。これに伴ってやはりそのハイパーQ Uによって学級づくりを目指す、やはり子どものあれやストレスやとか、そういうものについての多度的な根拠ができてくるので、そのことを全教員を対象にした研修会を催してきました。それと教員や保護者が構成されています人権ネットワーク委員会の取り組みのひとつとして、町も行っています連続人権講座いじめ問題の講座がございまして、それにも活動の教員が参加しながら、研修に努めていくというようなところでもございます。

また、学校の要請に対しての派遣される人の確保ということでございますが、以前にも申し上げましたように、三重県ではスクールカウンセラーの配置事業というのがございまして、明和町もそれを活用して中学校と齋宮小学校に各1名のスクールカウンセラーの配置をしております。明和中学校は拠点校として配置していますので、齋宮小学校を除く他の小学校にもその要請を受けて巡回をしていくということです。スクールカウンセラーの配置、毎日おるんかというのと、そうではなくて、中学校では7時間で43日間、43日間という週1回、中学校は毎週金曜日の7時間が常駐ということでございます。小学校へは原則として月曜日に巡回しておる。要請があれば出向いて相談を受けると、齋宮小学校は毎週月曜日の5時間、これも週1回程度でございます。そういう配置をしているところです。

町独自で言いますと、中学校には生活相談員1名と養護の補助教諭1名を配

置し、町独自で配置をしているという、その業務にあたっていただいているというところでございます。以上です。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

**○7番（田邊ひとみ）** 今、教育長からカウンセラー、相談員等の人員の配置について説明していただきました。今、その方々の中で対応仕切れているということによろしいのかと判断させていただきますけど、そういう中でも、どうしても回りきれない部分とか、そういう部分はやはりしっかりと声をあげていただいてやっていただかないと、子どもたちのほうに回っていかないし、先生方の負担もすごくかかるということでございますので、そのことも私要求させてもらっておきます。

それから、もう1点お聞きしたいのは、この法律では地方公共団体に、地方いじめ防止基本方針を策定する努力義務が定められまして、いじめ対策連絡協議会の設置等などもされるとなっております。昨日もちょっとニュースで見えておりましたら、どこかのちよっと場所あれですけど、そういうことを協議会を設置するということが動きがあって、この年末年始、年度内ぐらいにされるという動きも聞いているんですけども、今、こういうことに対していじめ対策の組織を設けることということもあるんですけども、これ以外に関して今、三重県の動き、また明和町の動き等ありましたら教えていただきたいと思います。

**○議長（北岡 泰）** 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、教育長。

**○教育長（西岡 恵三）** これらのことで色々、昨日のニュースは津市がいじめ基本方針をつくるという形で、うちの指導主事も、佐野係長も出席しながら、分厚いこう、それに対する説明を受けてきたというところでございます。

県下では、そのいじめ基本方針の策定とか、いじめ対策連絡協議会の設置等々のその組織の・・・・、三重県の場合はこの1月下旬ぐらいに、三重県のいじめ防止基本方針が策定され、その説明会がございます。そして2月中旬には説明会が行われるのですが、まだ三重県のいじめ防止基本方針はつく

られていません。今、鋭意努力してつくられていく、津市の場合もそれに平行してつくっているということです。我々それから以後で、他の、私たちの明和町もそれ以後その県の基本方針を見ながら、町の独自の基本方針をつくらなければという、それを基にして、また学校独自の学校がつくるわけですので、学校の基本方針もつくっていくという段取りになろうかと思えます。

また、組織、いじめの防止等に関する措置の実行上行うために、組織を置くことが学校では義務づけられています。町村要綱には努力義務という形になっておりますけれども、やはりこう学校は、その施設としてどういう名前になるかはわかりませんが、対策をするための組織づくりをしていかなければならない。町としてもやはりいじめ問題対策連絡協議会等を置くということについての議論を、これから進めていきたい。それも基にしていくということです。まずは基本方針の策定ということで、この2月の県の発表を受けて、それ以後順次進めていくということになる。今年度末までにできるか、来年度の早々にやっていくか、ちょっとそこら辺は定かではありませんけど、そういう段取りで今進めているということです。町も何らかの形でそういう連絡協議会的なものを設置していきたいなというふうに、今は思っているところです。以上です。

**○議長（北岡 泰）** 答弁終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

**○7番（田邊ひとみ）** 答弁いただきました。県もこれから、明和町もこれからつくっていききたいということお答えいただいております。もう本当にいじめに関してはもうものすごくデリケートな部分ございますので、そういう協議会立ち上げるに至っての、そういう基本方針づくりというのは、本当に丁寧に丁寧なものをつくっていただいて、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。もう本当に大人の立場から一方的な指導ということになってしまわないように、児童生徒の悩みや要望に寄り添った形になるように、それがいじめ問題にとっては一番いい方法だということを考えております。法律自体も色々賛否両論、声も聞かせてもらっておりますけども、いじめに対して法律に沿った対

応の枠もございますけれども、それを越えた一人ひとりの事情しっかりと見ていただいた対応というものをしていただきますように、このことを強くここで要望いたしまして、続いての質問に入りたいと思います。

続いて、避難所のあり方についてお尋ねをいたします。

いつ発生してもおかしくない大震災と、それによる大津波の対応として、これまでこの明和町でさまざまな取り組みが行われております。私も色々な場所で防災についての話を伺ったり、また東日本大震災の資料、また報告書をいくつか研究しておりますと、これ明和町に当てはめたらどうなるんだろうなど、そのような思い、いつも考えております。その中で本日、避難所のあり方についてお伺いをいたします。

先ほどの町長の行政報告にもございましたけれども、この度、明和町は明和町社会福祉協議会と協定を締結して、町内2つの施設を福祉避難所として指定されたとお聞きしております。まずお伺いをします。この福祉避難所とはどのような性格や機能を持った避難所なのでしょうか、答弁を願います。

**○議長（北岡 泰）** 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

**○町長（中井 幸充）** 冒頭でも行政報告で申し上げましたように、10月15日に明和町社会福祉協議会と災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定書を締結をさせていただきました。基本的には災害発生時に社会福祉協議会、明和町の場合は明和の里と、それから障がい者福祉サービス事業所ありんこ、この2箇所においてとりあえずですが、福祉避難所を運営するという、そういう中身でですね、今回協定書を作成をさせていただきました。東日本の震災の状況を我々も聞き及びます。また、うちの担当職員も多賀城市さんでしたけれども避難所の運営に実際にですね、かかわって色々と支援プラス勉強をさせてきていただきました。

やはりですね、避難所のその長期化という部分の中では、やはり相当動ける人と何らかのやはり支援をする人、その人たちが体育館なりで、総合的にこう一緒に生活をするというのは非常に色々とプライバシーの問題も含めてですね、

問題があるというふうに理解をしております。したがって、我々としてもですね、この社会福祉協議会明和の里での運営については、とにかく障がい、何らかの支援が必要とする人、あるいはまた妊婦さんとかですね、そういった方々をひとつの括りとしてですね、施設避難所としての位置づけをしてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。詳細につきましてはですね、ちょっと担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼いたします。ほとんどもう町長の答弁のとおりでございますが、福祉避難所の機能といった部分から追加というか、ご説明させていただきたいと思っております。

福祉避難所につきましては、やはり介護保険施設や医療機関に入所、入院するには至らないが、一般的な避難所での避難生活が困難な災害時要援護者等を対象とし、収容するといった施設でございます。適切な支援をしながら保護する目的で設置する施設という形で考えております。その対象者につきましては、高齢者、障がい者のほか妊産婦、あるいは乳幼児等、避難所生活において何らかの特別な配慮が必要な方たちを対象、またその家族の方を対象とする施設というふうに考えております。

それと、避難施設の機能面では、やはり耐震耐火構造の建築物であることや、浸水の履歴とかですね、浸水予測等を勘案しながらですね、施設自体の安全性が確保されていること、こういったことが原則としてございます。また通りやスロープ等がバリアフリー化されていることなど、こういったことが福祉避難所としての指定の要件というふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） ただいま説明いただきました。要介護、介護支援を要する方々のための避難所ということで、福祉避難所締結されたということ、大

変いいことだと思えます。この三重県でもみえ障がい者共生社会づくりプランというものがございまして、その中でも福祉避難所の設置促進掲げております。で、支援を要する方々の的確な対応をしていかなければならないとなっております。

そこで、この福祉避難所なんですけれども、ひとつ仙台市の障がい者施策を推進する協議会の報告書というものを、私見させていただきました。ここでは実際、大震災のあと発生したさまざまな問題を研究して、災害時対応のあり方について提言を行ったものなんでございますけれども、その中で福祉避難所に関して述べられている項がありまして、それぞれ実情に沿った提案というのがそこで出されております。

まず、災害時では障がいのある方や介護を必要とする方も、まず最初は家族と一緒に避難するためにとりあえず指定避難所、これは普通の方が避難される公民館であったり学校であったりするんですけれども、そこにまず避難をされ、そしてそこから避難所での生活が困難な方が福祉避難所に移動するというケースが多く見られたということがございます。その際に、連絡体制がとれずに避難所から福祉避難所への連絡が手間どった。また、住民からの直接の入所希望が多くて説明などに手間どった。また、自力で避難をできない方、そういう方々は福祉避難所につながらずに、対応が非常に遅れてしまった。このような問題点が指摘されております。

明和町では、できましたらこういうことを踏まえまして、このような事態を起こさずにスムーズな入所対応ができる体制をとっていただきたいと考えるんですけれども、この点についてはどのような、何らかの対策をとられているのかどうか、答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 福祉避難所への避難についてどう考えているかということで、ご質問いただいたわけでございます。この今回の協定書の中でも、そういった移送の手段等についてもうたっておるわけでございますが、

東日本の事例等のご紹介もいただきました。その中でですね、やはり自宅から福祉避難所への避難、あるいは指定避難所から福祉避難所の避難等につきましては、原則としてですね、やはり要援護者と及びその家族が自主防災組織、あるいはその該当する自治会、民生委員さん、支援団体等によりまして、その支援を得て支援することが基本となります。

しかしながらですね、一人ひとりの方のそういった災害時の対応、事前にあるようなことで取り決めをしておく必要もございます。そういったことから現在、明和町の場合は要援護者登録等していただいております、その支援者も3人定めさせていただいております。今後はですね、色々登録までの段階ではなしに、やはりその支援者の方々にそういった災害時の、特に支援プランと申しますか、そういったものを事前に策定して、こういった対応していただくのかといったことも、これから計画していく必要もあろうかと思えますし、やはりそういった災害時の配慮した適切な移送手段、こういったこともですね、そういった支援プランと合わせて町側のほうも持つべきであるというふうに考えております。そういったことについては今後は整理してまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

**○7番（田邊ひとみ）** これからそういうプランをしっかりと作成していかなければならないと答弁いただいております。本当、災害時はもう本当でもう、多分筆舌に尽くしがたい大混乱になっていると思います。プランがあってもそれがこう上手いこと動かないぐらい大変なことになると思うんですけども、プランがなければもっと大変なことになってしまいますので、しっかりとそういったことも組み立てていただきたいと思います。

続きましてはもう1点、震災時にこの福祉避難所となる施設や、その他障がい者施設等の介護施設では、施設利用者や職員の安否確認を行いつつも、困難を抱えながらも利用者の安全確保と生活の維持に取り組まれたそうです、あの

震災時には。その施設の利用者さん、普段の利用者さんにとってみれば、普段自分が利用している施設がたとえ避難所になったとしても、できれば可能な限り通常の施設利用というものを望まれ、まず施設側もそのように応えようと努力したという報告がございます。

ですが、福祉避難所としての機能を持たせるということで、すべての仕事量が増えるということでマンパワー不足により、通常のサービスが行えないということにより、利用者さん本人と家族に負担をかけることになってしまった。こういう事例があると報告されております。このことから方向性といたしまして、利用者を守る取り組みの強化としてマニュアルの整備や見直し、事業継続計画などの策定などが提案をされております。この点について今、事業者と明和町ではどのような考えで取り組んでおられるのか、答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 利用者を守る取り組みということでのご質問でございます。ご質問の内容のとおりですね、要援護者を受けることによって、本来の入所者や通所者の処遇に支障をきたすという可能性もございます。そういったことから今回、明和町社会福祉協議会と締結いたしました災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定の中でもですね、施設管理者、社会福祉協議会でございますけども、管理運営を委託するといったことから、その介助員等ですね、不足を生じる場合、そういったことが判断される場合につきましては、町のほうに連絡をいただき、で、町のほうでその人材を確保するといった内容が協定の内容にもなっております。

で、それはどういったことが、どういった対応をしていくのかといったことでございます。災害時においてはですね、やはりそういった介助員、保健師さん、ヘルパーさん、そういった人材を確保することというのは非常に困難なことになりますので、事前に町民の皆様呼びかけまして、やはり看護師、保健師、介護福祉士、ヘルパー等の有資格者といった方たちがたくさんおられるといったこともございます。そういった方たちの登録制度といったものもですね、

検討しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） 人材確保ってということで事業所と町との連携、締結のときにとられているということで、またその要資格者ですね、ヘルパーさんだったりとか看護師だったりとかの、そういうことの登録制度をつくりたいということで、これ次の質問でお伺いしようかと思ったことも、今お答えいただきましたので、私この質問というのは、今まとめて答えていただきましたということなんですけれども、やはりそういう体制というようなのはしっかりとっていかなければならないと思います。

で、中になかなかね、そういう資格を持っているということを出さない方とか、どうしても前向きになれない方等もみえます。また資格はないけれども経験上いろんな技術を持っていたりとか、その人の人柄とか、そういうこともありますので、そういうことの啓発というのはしっかりと進めていただいて、そういうときにしっかりとした体制がとれる。そういうことにさせていただくように、これから明和町でも色々周知とかそういうこと続けていっていただきたいと、これは要望いたします。

続きまして、避難所における動物の管理ということに関してお伺いをしたいと思います。先日12月6日に、三重大の川口教授が上御糸地区で防災関連の図上訓練をされて、そういうところに私も参加をさせていただきました。その訓練の時も川口先生もおっしゃられたんですけれども、災害時における想定はあらゆることを想定して考えておかなければならないということで、そのようなお話あった中で、その中で避難所に避難をする時、ペットと一緒に避難してくる人がいるかも知れない、そのときはどうしたらいいんだと、こういうようなことも問いかけもされました。昨今のペットブームとともに動物を飼うご家庭も多くなりまして、動物の存在が生活の中で大きなウェートを占めているということがございます。中には自分の生きる支えがペットであるって、そういう

方もたくさんいらっしゃいます。

そういう中で、本年5月に、5年に一度の改正、動物愛護管理法、これが改正をされて9月から施行されております。この動物愛護管理法なんですけれども、今回の改正の大きなポイントといたしましては、動物の習性飼育、これが明文化されまして、飼い主や動物を取り扱う業者が動物を最後まで責任持って飼育するように決められた。それをはじめまして動物を扱うにおいての色々なことが取り決められております。災害時にはペットと一緒に避難をする。これもこの法律の中で呼びかけられております。

そして今回の質問につながることなのですが、この法の中に動物に対する災害対策というのが盛り込まれております。災害時における動物の適正な飼育及び保管に関する施策を地域防災計画に入れ、平素から準備しておく必要があると記されております。当然、飼い主の責任が第一であり、それが基本であると考えます。飼い主が災害時ペットと避難するための準備、これをきちんと平素から整えておくということは大切なことだと思うんですけれども、行政側として行うこととして、人間と一緒に避難をしてきた動物を、避難所でどのように管理して飼育していくか、防災計画においてその位置づけを明確化することで適切な対応を行うことができるよう、体制の整備を図ることが大切だと考えます。

質問いたします。明和町におかれましての災害時の動物の取り扱いなどに対する計画は、どのように進められているのでしょうか、答弁を願います。

**○議長（北岡 泰）** 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

**○防災企画課長（中谷 英樹）** 失礼します。災害時の動物の取り扱いについてのご質問でございます。大規模災害時には飼育しているペットが飼育者の管理下を逃れ、逃走して町をさまようといった例がですね、東の大震災の際にも見られたわけでございます。

そういった中で、ペットの種類にもよりますけれども、衛生面や安全面での問題等を色々避難所ではあったように見受けられます。そういったことからです

ね、町といたしましてもそういったペットの対策については、今後の地域防災計画の中で改定をしていく作業を進めておるわけでございますが、実は現在、三重県の地域防災計画が今年度改定中でございます。その中でもですね、動物の愛護及び管理に関する法律この改正を受け、動物の愛護及び管理に災害対策ですか、環境省の告知を受けた法律の改正の中で、色々見直しをされております。

また、東日本大震災の経験を踏まえまして、環境省から出されております災害時におけるペットの救援対策ガイドラインといったものも示されております。当町につきましてもこういったことを参考に、現在、地域防災計画についてのいろんな関係の部分についての反映について、検討しているところでございます。具体的な内容についてはまた整備してからの報告になろうかと思いますが、そういった形の中で進めているということで、ご理解いただきたいと思っております。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

**○7番（田邊ひとみ）** 特に避難所での動物と人間との長期的な暮らしということの中で、色々トラブルというのは動物の好きな人もいるし、もう本当に動物が大嫌いな人も実際いらっしゃるという中で、色々大きなトラブルがあるということ、もうこれは実情として聞かさせてもらっております。

そういう部分で、これから整備を進められるということなんですけれども、その人間と動物のその区割りというのか、そういうのはしっかりもう本当に初めからあらかじめ位置づけされていないと大変なことになると思うんです。動物病院でも私はこの子と一緒にもうずっと寝ているんやわと言うて、もう本当にペットを抱きしめて動物病院に見える飼い主さんの方々もいらっしゃると、そういう方離れたくないとか、そういうことも言われると思うんですけど、そういうことでの住民の周知、住民に対しての周知教育というのも非常に大切になってくると考えます。また、獣医さんとの連携というのも必要になってくると思うんです。私も動物を飼っていて、伊勢市の方の獣医さんにお世話になっ

ているんですけれども、その先生に伺うと、病院個人的にはその患者さんに対しての災害時には自分とこの土地を提供して、その動物を管理するための施設を自分は個人的に準備しているんですけども、そういう行政との連携とかそういうのが、それはまだされてませんね、そういう話ありませんね、やっぱりそういうこと私たちも協力したいでやっていきたいですねというようなことを、お話をされております。そういう部分も、そういう専門家との連携というのも大切だと思うんですけれども、こういうことに対して、ちょっと明和町はどのように考えていかれるか、お話を聞きたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。ご質問の中で人と動物との区分けをどのようにするか、また獣医師等の関係者との連携、こういったことについての考え方についてのご質問でございます。

まず、色々先ほどの答弁の中でも、あんまりちょっと触れませんでしたんですが、同行避難してきたペットに対しまして、避難所でどのように対処していくかという考え方でございます。これについてはいろんなガイドラインの中でも、明確な方針というのが示されていないというのが現状でございます。しかしながら、これはローカルルールと申しますか、その避難所避難所での管理者の考え方、避難された人の考え方に左右される部分がございます。町といたしましては、過去の災害事例等も参考にしながら、避難所におけるペット事情を勘案しながらですね、適切なアドバイスが行えるような形で、いろんな関係団体に支援要請をしていくといったことも検討していかなければならないと思います。

また、同行避難に対してですね、そのペットの収容場所といったことについては、学校のグラウンドの一面、あるいは教室の一室を確保するとか、避難所のわきのスペースを設置するというようなことですね、いろんな方法が考えられると思っております。また、その決定する要素としてはですね、あくまでも避難所の就寝スペースから離れていて泣き声等の影響が少ないこと、あるいは

は物資の運搬等の避難所の運営活動に支障をきたさないというような場所が、その選定の要素には入ってこようかと思えます。避難所におけるペットの対策につきましては、今後の地域防災計画の中でも整理してまいりたいと考えておりますので、ご理解ください。

それと、獣医師との連携等につきましては、現在、県が設置する動物支援センターがございます。そういった中でいろんな実情に応じて、各市町村で実施していくことが望ましいことが何点かあると考えられます。例えばペットの負傷や病気の治療、予防、ペット用資材の配布、貸し出し等につきましては関係機関と事前に調整して整理しておく必要もあると考えておりますので、そういった点も合わせて検討項目の中に入れてまいりたいと考えます。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

**○7番（田邊ひとみ）** 是非とも動物の命も守っていかねばならないし、避難所で生活する私たち人間のその生活の環境というものも守っていかねばならないというところでは、そういう取り組みしっかりしていただきたいと思えます。また、これ動物病院なんかにはこういうパンフレットも置かれております。これ三重県獣医師会とか三重県が、三重県の健康福祉部食品安全化というところが発行しているんですけども、こういうようなパンフレットもあります。こういうものの活用とか、また明和町独自でも何らかの広報手段というのもつくっていただいて、これからそういう取り組みやっていただきたいと思えます。

また、その支援体制をつくるうえで、やはりその避難所ではある一定そのリーダーとかそういうこと支援する人の、職員さんであったりボランティアだっなどの養成というのにも必要だと思えます。避難所生活ということ全廃に向けての、その中でやっぱり動物のこの管理に関してのそういう専門知識というか、ある一定の知識を持った人間を養成していく必要性も感じているんですけども、こういうことに対してのお考えというのは持つておられるでしょうか、そ

の点お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 避難所での人材の育成といった点でのご質問でございます。ペットの飼育管理というのは、あくまでも飼育者が全責任を負うことがこれ基本でございます。ですので、その避難所での人材、動物を扱う人材といった部分にもなるわけでございますが、現時点ではですね、町の職員のほうで人材を、そういった対応の人材をという部分では検討はしておりません。

しかしながらですね、災害時のペット対策を専門とするNPO団体等いろんな団体がございます。そういった支援団体等にお願いするという形では、これからの検討も進めていかなければならないと思っております。ですので、特別にその専門の人材をということでは、検討はしておらないというのが現状でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） 是非とも飼い主の責任というのが一番になるんですけども、避難所生活の中でトラブルを起きないようにするためには、そういう部分での、そのペットと人間との中でのルールづくりというものが、すごく大事になってくると思うので、そういう部分でもこれから住民の皆さんとも色々話し合いをもっていていただいて、そういう部分でも防災計画しっかり進めていていただきたいと思います。そのことは強くここで要望申し上げます。もう本当災害時というのは、もう本当大変なことばかりだと思うのですが、その中でもう冷静に対応する力を持っていく、そういう部分でもルールづくりというのはしっかり基本にあるほうが良いと考えております。そのことが多くの命をつなげていくことにもなると思います。つなげる命は人間だけではなくて、動物たちの命も同じだってということも考えていきたいと思っております。

また、最初の質問に出しましたいじめ問題に関しましても同じことだと思

ますけれども、環境を整えて、人間としての皆さんのこころを育てていくということが、まず本当一番の基本で、それが小さな問題を大きな問題にしていかなないようにして回避をしていく、そういうことにつながると考えておりますので、そのようなさまざまなケース、それに対応できる体制を公的なところで、その下支え、そのうえ育てていくのは個人個人だと思うんですけど、下支えという部分では公的な力というのがすごく大きくなると思いますので、是非ともそういうことは行政に強く求めていきたいと思えます。

最後に、大切な命を守り、相手を思いやり、人や動物が仲良く暮らしていくために、これからも皆が手を取りあって進んでいける明和町である。そういうふうになってほしいということをお願いしまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

---

○議長（北岡 泰） お諮りします。議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

45分まで。

（午前 10時 30分）

---

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 45分）

---

## 2番 江 京 子 議員

○議長（北岡 泰） 2番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「明和町の財政状況について」「（仮称）明星こども園について」の2点であります。

江京子議員、登壇願います。

○2番（江 京子） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、町の財政状況についてお尋ねします。社会経済情勢が激しく変動している中で、町長は人と地域の活力の創造を基本理念としたまちづくりを進められておりますが、平成24年度事業の各種会計の決算において、町長はじめ執行部の職員全員の限られた予算の中で知恵を絞って財政運営をし、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでこられたことに対し、まず敬意を表したいと思います。

そこで、町の財政状況について2、3点質問をしたいと思います。まず、平成24年度の一般会計及び特別会計の決算報告の中から、一般会計の収入面を見ると、自主財源として約36億5,700万円、この中で町税が約24億1,900万円、依存財源が42億5,600万円となっています。自主財源は広報の解説にもされていますが、町税や使用料、手数料、分担金及び負担金など、町が自主的に収入する財源のことです。反対に依存財源とは国や県の意思決定に基づき収入されるもので、主なものは地方交付税や国、県の支出金、地方債などです。当然、自主財源の比率が大きいほうが町の財政が安定していると言えます。明和町の今年度の比率は46対54で厳しい状況と言えます。

また、平成24年度末の町債残高はすべての会計を含めると、総額124億2,714万円を抱え、町民一人当たり換算すると、一人当たり約53万円にも及ぶ借金であり、後世への影響が懸念される場所です。一般会計においては毎年の公債費元金が約7億円で、約1割は借金返済に充てているのが現状です。

今後、町長の示されている町の将来像を実現していくためには、町税収入や国県の補助金のみでは対応できないと思われまます。町財政調整基金の大幅な取り崩しも必要となる場合もあると思われまますが、これだけではなお対応できない課題があると思われまます。

そして、今後さらに地方債が増える心配もああります。そうなれば町の財政状況はさらに硬直化していく恐れがあるのではないでしようか。今後、財政運営の健全化に向けて自主財源の確保にどのような対策をとっていくのか、町長のお考えをお聞かせください。

**○議長（北岡 泰）** 江京子議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

**○町長（中井 幸充）** ただいま江議員のほうから財政の健全化に向けた自主財源の確保の対策という、その考え方についてということで、ご質問をいただきました。自主財源は先ほど江議員のご質問の中にもありましたように、町税、あるいは使用料、手数料、財産収入、そういったものから成り立っておりますが、明和町の場合は住民税、固定資産税、それらがいわゆる基幹税として町税の根幹をなすものでございます。

そして、町のですね、税収の構造につきましては、やはりよく言われますように、大企業による大きな税収はほとんど見込めません。しかしながら、個人にかかる町民税、そして固定資産税、これらのウェートが高いためにですね、町税としての変動と申しますか、景気に対する左右というのは非常にきれにくいという特徴を持っておるところでございます。よく言われますように、税収の増加は企業誘致がというふうにも言われるわけでありますけれども、現在の三重県内の状況を考えてみますと、津市から以南はなかなか企業誘致そのものが図れないという、大変厳しい状況になってきております。

さらに、今回、東日本の大震災以降ですね、津波浸水区域における今までこうオファーがたくさんあったわけでありますけれども、残念ながらパタッと止

んでしまったという今の状況であります。我々はまず町内の事業所がですね、町外に転出をしていかない、移転していかない、その空洞化というのをですね、何とかまずは止める手立てをですね、これからやっていかなければならないと、そのように考えているわけでありまして。

また、一方で使用料とか手数料の見直しにつきましては、わずかではありますけれども、自主財源の増加につながるわけでありまして、例えば広告収入とかですね、それから今回も計画はしておりますけれども、太陽光発電による土地の貸し付けの賃貸料をいただくとか、そういったところでですね、何とか自主財源の確保を図ってまいりたいと、そのように考えているところであります。

いずれにしても、自主財源の確保のその一方で、ご質問ありました公債費、それらにつきましては一定事業の進捗状況によって止むを得ない借り入れでございますけれども、当初と申しますか、平成16年のときには153億円を起債残高で、公債費残高で残っておりましたが、就任以来ですね、再生プランという形の中で一部の事業見直しや、あるいは上水道会計の町債の借り換え、そういった色々な普通会計を中心にですね、公債費を減らす取り組みをやってまいりました結果、平成20年には一旦142億円までですね、約10億円程度公債費の残高を減らしましたけれども、しかしながら、新たな事業として農業集落排水事業、そういった特別会計での色々な事業進捗を図るうえにおいて、平成24年度末では約149億円の起債残高という形であります。ただ、財政の健全化を図る指標が各種にございまして、それぞれ平成24年度の決算で見ますと、公債費比率、いわゆる借金がどれだけの割合かということの一つの指標ではございますけれども、これが7.9%、そして将来に負担をかけていく、その将来負担比率というのも一定算出でなされるわけでありまして、これにつきましては58.7%と、いわゆる平均的な今、財政運営であるというふうに思っておるところでございます。

しかしながら、今後ですね、教育施設の整備等々考え合わせますと、なかなか

かですね、我々として自主財源の確保、こういったものはもっともっと創意工夫を凝らしていかなければならないと、そのように思っております。起債を起こすのは簡単でありますけれども、ご案内のように将来に負担を残すという、そういう状況にあるわけでありますので、将来にできる限り負担を残さない、そういう財政運営に心がけてまいりたいと、そのように考えております。

**○議長（北岡 泰）** 答弁終わりました。

江京子議員、再質問ございますか。

江京子議員。

**○2番（江 京子）** 町長のお考えお聞きかせいただきました。なかなか自主財源の確保というのは難しいと思います。本当に東日本大震災以降、海辺を持つ町には企業は来ないというもお聞きしております。その企業ばかりにとらわれないで、先ほども申されたように空洞化していかない対策、反対にその働く若い人たちが、明和町に住みたいなと思えるような施策を考えていってもらうのが、着実な税収につながっていくものと思いますので、企業企業と思わずに、そちらのほうを私は働きを強めていってほしいと思いますので、その点よろしくお願いいたします。

次に、町税等の滞納対策について伺います。明和町の現在の財政状況は、先般配られためいわ広報を見ても明らかなように、本当に厳しいものと言えるのではないのでしょうか。その一方で、町税の滞納額は約4億700万円で、決して良好とは言えない状況です。この原因は滞納者の実数が増えているのか、また大口滞納者があるのか、ちょっと私のほうではわかりません。いずれにしても町税は町政を推進していく上で基幹的な財源であって、この滞納額が毎年減っていかないとすると、納税の公平性を確保するという観点から、毎年真面目に納税している町民に対しても申し訳ない状況にあると言えます。

議会では今年初めて議会改革の一環として、議会報告会を開催させていただきました。町民の方々に議会を身近に感じてほしい。そして生のご意見が聞けたらと、10月17日より各地区5箇所のコミュニティセンターにおいて、全議

員と事務局とがお邪魔したところです。町民の方からは明和町の財政状況に関するご意見もありました。その中には町税等の滞納対策についての質問もありました。もちろん従来から町税等の滞納整理には色々と努力されていると思います。現在行われている平日の窓口事務の口座振替えのほか、月2回の夜間収納、これは防災無線でも何度となく呼びかけていただいております。と、また日曜開庁に伴う収納などがありますし、まずは住民の方々が納めやすい環境づくりをしていくのが大切と思われまます。今後、さらなる滞納対策としてのお考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江京子議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほども申し上げましたけれども、町税は町の基幹的財源であるということでございます。当然、税の負担につきましては公平性と、それから納税の秩序、それを守ることが我々の使命であるというふうに考えております。私も就任をさせていただいたとき以来ですね、色々この滞納問題は頭を悩ませる大きな部分で、実はございます。

したがいまして、就任当時の、まずは平成20年3月からですね、日曜開庁での収税のその窓口をまずやることを提案をし、日曜開庁を始めました。それから平成24年の4月にですね、この滞納対策をやるためにですね、収税対策室を設けまして、この滞納対策に実は取り組んできたところであります。ただ、今までの経過からいきますと、その専門的な職員というのがございませんでした。いわゆる税務課で課税から賦課徴収まで一連をこなすという、そういう状況が今まででございました。しかしながら、やはり滞納対策やっていこうと思うと収税の専門職員を、やはり養成をしていかなければなりません。

したがいまして、すでに県のほうで出発をしておりました県の地方税管理回収機構へ職員を派遣をさせていただいて、色々収税のノウハウを習得をさせてまいりました。したがいまして、平成21年の4月以降ですね、いわゆる差押え処分も含んだ滞納整理の強化を図って現在に至っておるところであります。そういった意味でですね、先ほどご指摘いただきました色々な納税の機会を、

当然増やしていくこともしかりですけれども、やはり不公平感とか、そういったことをやはり住民の方が抱かないような、悪質滞納者と言われる部分については色々と対応を講じてきたところでございます。

したがいまして、それらの現在の取り組み状況とか、そういったものにつきましてではですね、税務課長のほうから少しばかり報告をさせていただきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 税務課長。

○税務課長（世古口和也） それでは税の取り組みにつきまして、お話させていただきます。平成16年4月に三重地方税管理回収機構が発足いたしまして、で、平成22年4月には三重県におきまして、個人住民税特別滞納整理班というのが設置されまして、いわゆる町県民税につきまして、県と市町が連携してですね、滞納整理を実施しているところでございます。

で、先ほど町長の答弁にもございましたけども、その間、平成19年、20年、本年度につきましては、管理回収機構のほうへ職員が派遣されておりまして、で、県の特別滞納整理班につきましては、平成23年7月から12月の6カ月間、職員が派遣されておりまして、その職員を平成21年4月収税対策室ということでございますけども、派遣中に培ったその滞納整理の知識、技術を生かしまして、以降ですね、それぞれ国税徴収法に基づく滞納対策を強化しておりまして、今回差押え等ですね、それ以降実施しているわけですけども、今年度につきましては、すでに28件差押えを行いまして、756万円の徴収実績でございます。

で、また色々納税相談を希望する滞納者につきましては、本人の事情等をですね、聴き取りを行いながらですね、納付相談、納付計画を立てさせてですね、計画どおりの納付をするよう指導しております。で、また高額滞納案件につきましては、三重地方税管理回収機構のほうへ、その徴収権を移管しまして、より専門的な徴収方法を駆使いたしまして、より厳しく滞納税の回収に取り組んでいるところでございます。で、今年度につきましては、総額、滞納総額でございますけども、2,527万円、15件の移管をいたしてございまして、先月末まで

にすでにですね、本税につきまして1,075万円の徴収実績がございます。で、また5月と12月には特別徴収強化月間といたしまして、現年度分を中心にですね、新たな滞納者をつくらないという方針のもとにですね、各課から職員を動員いたしまして、滞納整理を行っているところでございまして、この12月にはですね、12月の2日から13日までの2週間ですね、滞納整理を行いました。18班の体制で行いまして、全町で延べ610件ほどの家庭に訪問させていただいております。

で、現年度分の収納率につきましては、一昨年の23年度は96.8%、昨年24年度につきましては97.08%と、今年度は10月末現在でございすけども、昨年度は61.22%でございましたけども、今年度は61.35%と、昨年度を若干でございすけども、アップしてきているというような状況でございす。

日曜開庁時の納税相談窓口なり、月2回の夜間納税相談窓口につきましては、納税の機会を増やすということで、納税していただきやすい環境づくりの一環として始めてきておったということでございす。で、日曜開庁にはですね、現在1日平均33人ほどの利用がございまして、平均では45万円程度の納付利用がございす。夜間収納につきましては、1日平均3人程度お見えになってきてございまして、納税額にいたしましては、5万円程度の利用ということでございす。納税ができる窓口と機会の拡大という意味では、納税者の方の利便性の向上につながっているのではないかと考えております。

で、引き続きですね、それらの継続実施と口座振替え等の推進、そして新たなもう一つの取り組みといたしまして、ご家庭のパソコンとかですね、携帯電話から納税が可能となるインターネットを活用したクレジット納税の導入を検討していきたいと考えております。今後も納税者の利便性の向上を図りながら、滞納額の解消におきまして努力してまいりたいと思っておりますので、考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。江議員、再質問ございますか。

江議員。

○2番（江 京子） 色々な取り組みをされているということで、納税率もかなり去年今年上がっているということで、ご苦労様と思います。また、ちょっと言葉の悪い差押えの部分もあるんですけど、かなり実績を伸ばしてみえるということなんですが、やはり納めたくても納められない人、そうじゃなくて納めたらんわという人と色々ともみえると思いますので、そこら辺はやはりこう人間味をもって、そういう訪問なりもしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

また、夜間納税、日曜開庁のおりの納税と、大分件数もあると思うんですが、防災無線でよく放送されるのは、この夜間納税のことがほとんどだと思います。私思いますのに、まだ日曜開庁をやっているというのを知らない若い人も多いと思いますので、その放送のおりに日曜開庁のおりにも納税ができますよとの一言も付け加えてもらえたらと思いますので、その点もよろしくをお願いします。うちの娘や息子たちも日曜開いているというのを、つい最近まで知らないような状態でしたので、行っておいで開いているからって言ったような状態ですので、そこら辺お願いいたしたいと思います。

また、納税の相談窓口を開かれているということで、この部分、本当にありがたいと思っています。もういきなり差押えとかそういうのじゃなくって、分けて、こう分納してできるよというような相談もしてもらえているということで、その点、丁寧に相談してもらっていると思いますので、ありがとうございます。

最後に言われましたクレジット納税なんですが、なかなかそれを使って納税できる年齢層というのも難しいとも思います。そこら辺ももっとこうわかりやすく町民の方々にも、携帯は結構ほとんどの方が持ってみえると思いますので、お話、やり方の説明を本当にわかりやすい方法で、これからやっていくのならお願いしたいと思います。

本当に納税義務があるのは当然なんですけど、それをもって町の経営をやっ

ていくということで、これからもその納税対策に対してはいろんな方面で取り組んでいってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、新年度の予算編成に関する基本的な考えについて、お尋ねしたいと思います。町長は第5次総合計画の人と地域の活力の創造を基本理念とした、安全で安心して暮らせるまちづくりを進められています。向かえる平成26年度は中井町政2期目の集大成の年であります。政策を具体的に反映するのが予算だと考えております。新年度の予算編成の基本的な考え方、その力点をどこに置かれるのかをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 平成26年度の予算という、予算編成の基本的な考え方ということで、ご質問をいただきました。現在、予算編成につきましては、各課からの予算要求の一次ヒアリングを実施をしているところでございます。

ただ、ご案内のように国の予算そのものまだ決まっておられませんし、県のほうもいわゆるどのような予算、要求額は先日県のほうからお示しをいただきましたけれども、最終確定をまだしていないという、そういったような状況もございまして。国のほうの大きな動きとしては、消費税が4月から始まりますし、いわゆるまだまだ制度改革等々いろんな動く要素というのがですね、まだはつきりしていないという、そういうような状況の中での平成26年度の今、予算編成作業中であるということを念頭に置きながらですね、私としましては先ほどご案内いただきましたように、第5次の総合計画の4年目ということもございまして。それらの完遂に向けてですね、努力をしまいたいと、そのように思っております。

ただ、現時点で26年度の予算の骨格と申しますか、どういうことに気をつけてということで、先日行いました職員に対する予算編成の一つの考え方ということで、述べさせていただいた部分で報告をさせていただきますと、まずはやはり防災対策を行っていかねばならないというふうに考えております。今、三重大学の川口先生にお世話になって、防災懇談会を大淀、下御糸、

そして今年は上御糸地区で行っているわけではありますが、やはり少しずつその考え方なり、意識が薄れてきているというのも現状かなというふうに思います。そこら辺で避難所の先ほど来出ておりました避難所の運営も含めてですね、もう少し防災対策、ようやくですが、県の一つの防災対策の考え方この年度末に出されるということでもありますので、防災計画の見直しと同時にですね、自主防災対策も含めて進めてまいりたいと、そのように考えますが、まず大きな柱だというふうに思っております。

それから、二つめは教育施設の整備ということで、これはもうご案内のように子ども園から始まりまして、明和中学校の移転改築の基本的な考え方、大淀小学校の部分の再整備等々含めてですね、この3点の事業を中心にですね、教育環境の整備というのを、私としては進めてまいりたいと、そのように思っております。

それから、もう一つはやはり史跡、国史跡斎宮跡の整備ということであります。歴町法の認定を受け、県のほうでも10分の10の建物の復元を、平成27年の知事の発言でございますが、27年の5月までにですね、10分の10の整備を図っていききたいという、新聞発表もございました。したがって、それらを取り巻く環境整備、史跡東部の周辺の整備ですね。散策道等々も含めての整備ですが、そのところにつきましては、斎宮駅の北口の開口も含めてですね、歴町の事業進捗を私としては精力的に図ってまいりたいと、そのように考えております。

もちろん福祉とか色々な部分もございますが、先ほど福祉の部分で申し上げましたが、社会保障と税の一体改革の部分で、色々と社会保障改革プログラム法案、これが出される中でですね、大きく介護の要支援の問題だとかですね、色々な問題が提起されておりますが、若干、今のところ国のほうのその考え方なりが、はっきりと示されたわけではありませぬので、そこら辺の対応も含めてですね、私としては注目をしながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

で、もう一つですね、力を入れていかなければならないのは産業の振興ということでの、この農業政策ですね。国のほうでのこの大きな転換が図られようとしております。当然、経営所得安定対策、これ日本型の直接支払方式とも申される、いわゆる生産調整の問題ですけれども、そういった問題だとかですね、これから担い手への農地集積を図るために、いわゆる農地の中間管理機構という提案がですね、実は出されております。そういったものにですね、どのように対応していくのかというのが、この26年のですね、大きな課題ではないかなというふうに受け止めておりますので、平成26年度の予算、細かいことはまた当初予算の説明の中でも申し上げますけれども、今、考えられる時点での、今申しあげましたようなことを中心にですね、予算編成を最終的にまとめてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

江京子議員。

○2番（江 京子） まだまだ国や県の予算のほうが固まっていないということで、きっちりというような答弁ではないと思うんですが、まずはやっぱり防災対策を考えてみえるんやなというのは、私もそうあってほしいなと思っていました。特に前回の議会の際に質問させていただきました、その防災無線の親機のほうの買い替えのあたりについても、きちんと予算を付けてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。誰でも間違えないで使えるような防災無線にしてほしいと思います。

それから、教育に関しては、もう本当に目白押しに建て替え、つくり替えていかなきゃならない施設があるというのも、議会の度に町長の言われるところだと思います。ただ、本当に大きな予算を使わなくちゃいけない施設ですので、ここら辺も上手に国の助成金、補助金を使いながら考えてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、私がすごく気にしているのは、この国史跡齋王です。町長、本当

にこの国史跡齋王を核としたまちづくりというのを言われている中で、この歴町法を取得してからの町の動きがあまり見えないというのが、ちょっと気になるところでもあります。でもこの10分の10に至っても平成26年にできるはずのものが、1年遅れになってしまったということで、でもこのできるのを待っているのじゃなくって、そのできたときにはもう一斉に動き出せるような体制づくりを、その予算の中でも考えていってほしいと思います。以前にも質問させてもらいましたように、やはりこう核としてこうやるんだというところには、職員の配置も若干増やしてもらおうような予算も考えてもらえたらなと私思います。やはりこう明和町これに軸を持ってやっておるんやというのを、ほかの市町にもわかってみえるような形の方法をとってほしいと思っています。

それから介護です。要支援の部分の形が変わっていく、来年度になっていくと思います。包括支援センターでやっている事柄が、町の部分に移行してくるのかなというような思いがありますが、あそこでやってもらうことが、この介護保険をたくさん使う人を減らしていく、使う人を増やさないというような一番大事な部分だと思っていますので、これからもサービスの低下にならないように予算を組んでいってほしいと思います。

それから、下御糸は本当に田んぼが広がる。明和町全体が田んぼが広がる町です。その中で農林水産省のこの減反政策の大幅な見直しがあがってきています。もう本当、海外の農地と同じような感覚で、この省庁が考えているとしたら、大きな間違いだと思っております。で、せっかく認定農家を一生懸命昨年来育てて、なかなかいい数の人が出てきたなと思っている中で、その大口農家さんの面積次第ではっというような話が出ていく中で、また何か元気がなくなるんじゃないかなというような危機感を感じておりますので、その点も町としてなかなか難しいとは思いますが、農業のほうにも手厚い施策のほうを考えていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

これから本当に来年度に向かって私たちもですけど、町長の町政2期目の最後の年ですので、一緒に頑張っていってほしいと思いますので、よろしく

お願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。（仮称）明星こども園についてお尋ねします。人はこの世に命を受け、オギアーの泣き声とともに世の中の一員として誕生する子どもたちです。昔も今も子どもは地域の宝です。そんな子どもたちの一番大切な乳幼児期を過ごすのが保育園であり幼稚園です。昔から三つ子の魂百までと言われるように、小学校入学までのこの時期の体験は、人の人格構成に大きな影響を与えていると言われています。ある時期、3歳児神話なる、3歳までは母親が育てなければいけないといった間違った考えが、子育ての孤立を生み、育児書片手のとてつもない子育てを生み出してしまいました。元来子どもはたくさんの大人たちの手で愛され、慈しみ育つもので、そのときの幸せな記憶が大人との信頼関係を形成し、自己肯定観を持てる人として育つのです。しかし、現在は家族構成が複雑化して、子どもたちが育つ環境は激変しています。

私は以前から保育園、幼稚園を別もののように考える国の体制に疑問を持っていました。同じ子どもを預かる園の園長先生は口を揃えて、私たちは大切な命を預かっていますとおっしゃいます。今、明和町では子どもたちにとって素敵なプロジェクトが動き始めています。それは明星の大仏山の一面の高台に、幼保一体の認定こども園を整備していこうというものです。私は生まれも育ちも明星で、父が自衛官ということもあって、この辺り一帯を遊び友だちのようにして育ちました。そこには人工池もたくさんあります。農業を営むための色々な工夫も感じ取れるところでした。特に今、建設予定となっている場所は、私にとっては一番のお気に入りの場所でした。明星小学校のすぐ裏手にあるその自然豊かな場所は、高いところの大好きな子どもたちに必ず気に入ってもらえる場所だと思います。

今、明和町でも若い世帯の核家族化や一人親家庭、働く女性の増加による待機児童対策として、平成23年4月には、明和町就学前の保育教育のあり方を検討する明和町就学前保育教育検討委員会を設置されました。それに至った経緯

には、平成23年2月の暁幼稚園老朽化による閉園がありました。このときは地元の子供園を大切に思う住民の方々との話し合いも何回も持たれました。その中ではどんどん減っていく園児のこともありました。子どもの初めての社会性が保つためには、やはりある程度の園児数はほしいものです。

そこで明和町での将来を担う子どもたちへの新たな話し合いの場所が設けられました。平成24年3月、明和町就学前保育教育検討委員会が曙幼稚園と暁幼稚園を統合し、認定こども園を整備することを答申されました。そして8月に議会全員協議会に報告がありました。計画予定地はどこかなと思っていたところ、平成25年2月の議会教育厚生常任委員会に、計画予定地の位置図等の提出がありました。話によりますと、この予定地は平成24年秋の明星小学校の運動会に出かけられた町長が、予定地になっている高台を見て、一目惚れされたと聞いています。本当に良い場所を選ばれたと思っています。教育委員会から提出していただいた資料もありますが、今一度、多くの町民の方に知っていただくために、今に至った経緯と現在の進捗状況をお話ください。

**○議長（北岡 泰）** 江議員の質問に対する答弁、町長。

**○町長（中井 幸充）** 明星こども園の今までの経過ということで、ご質問がございました。一部、江議員のほうからも触れられた部分と重複する部分もあるかと思いますが、それはお許しをいただく中で、経過について私のほうから報告をさせていただきたいと思います。

一つはですね、平成22年の12月、新しい議会体制があった直後でございますけれども、ご承知の方がたくさんおみえになりますが、暁幼稚園、これが壁面が崩れ落ちるといって、老朽化が顕著に見られたという形の中で、議員の皆様方にもお越しをいただいて、現場の調査をしていただいたのが、事の起こりです。その後において老朽化調査を実施をさせていただき、平成23年の2月、これはこのまんま園を運営していくことはいかかなものかという、そういう判断の中に、教育委員会とご相談を申し上げ、休園措置をさせていただいた。そういう状況でございます。

で、その直後に東日本の大震災がございましたけれども、一方で、これが我が地域で震災が起こったらと本当に一瞬ドキッとした、そういうところでございました。それ以降ですね、私としてはこの少子高齢化時代を向かえての色々な明和町の実態を考えみたときに、現在、幼稚園が、その当時でしたが5園ございました。そして保育所が3保育所、それから私立が1保育所、合わせて9つの就学前の子どもたちを預かる施設、これらを将来のその少子化対策を考え合わせたときにですね、このままの運営状況でいいのかどうかという疑問が生じたわけでありましたので、私としましてはご指摘ございましたように、平成23年の4月からですね、明和町の就学前の保育教育のあり方、これを検討いただく委員会を設置をさせていただいて、色々ご論議をいただいたところであります。

23年度の間の中のところでも報告をいただきまして、最終24年の3月に、この検討委員会から一つの案として曙幼稚園と暁幼稚園を統合した認定こども園を整備する、したらどう、で、色々これからの就学前の保育所、あるいは幼稚園の再整備を図っていくべきではあるという、そういう答申をいただいたところでもあります。その答申を受けて、現実の話としましては、じゃ建て替えるにしてもですね、再整備をするにしても資金面をどうするかというので、実は悩んでいたところではありますが、当時ですね、いわゆる森林整備の加速化、林業再生基金事業というのが農水省のほうから出されておりました、それらで、いわゆる公共施設の整備ができるということの中で、24年の早期にですね、答申が出されると同時に、そういう模索をさせていただき、関係機関に働きかけ、ようやくでございますが、24年の後半にですが、25年度の予算確保に努力しましょうという答えをいただき、事業着手に至ったという、そういう経過でございます。

で、色々今までも議会のほうでもご質問いただきましたが、その候補地でございますが、私は実は町長就任以前からもですね、大仏山に再三再四足を運ぶ機会がございました。職員当時は実は企画を担当しておりました、大仏山

周辺の、いわゆる三重県の土地開発公社の用地問題等々でも、しょっちゅうです。あそこの山周辺を歩いたり、あるいは調査をさせていただいた経験がございます。そういった意味からでもですね、あそこら辺の地理については非常に理解を私自身としてはしているつもりであります。

で、これは震災が起こった後ですね、やはりこの地域を色々と調べてみたときにですね、やはり海岸からもわずか6キロぐらいしか離れてないと、地図上では遠く離れた位置ではありますけれども、明星の近鉄の駅、それは約海岸から5キロから6キロぐらいの範囲であると、今回の東日本の津波はですね、5キロからやはり10キロぐらいの間まで、いわゆる津波が来ているという状況からですね、やはり今、平場にある曙幼稚園もですね、これはやはり大規模災害であればですね、やはり津波の心配もしていかなければならないのかな、できれば新しい施設はですね、ちょっとでも高いところ、高台へという思いが実はしておりました。

そういう意味でですね、補助金の見通しが立った時点ですね、やはりどこにするかということ念頭に置きながらですね、土地の候補を探していたのが現実であります。そういう中で今の候補地が、いわゆる震災のその津波からも逃れられる高台にあるということも含めてですね、一定の候補地を決めさせていただいて、色々と調査をさせていただいて、町から地元のほうに働きかけをさせていただき了解を得たという、そういう経過でございます。したがって、自然環境が緑豊かな環境の中でですね、私としてはすくすくと子どもたちに育てあってほしいと、そういう思いでですね、位置を決めさせていただき、ご提案をさせていただいたところでございます。

そういったようなことの中でですね、現在、これから本格的な事業を進めてまいりたいと、そのように考えております。これからの取り組みにつきましてはですね、教育委員会のほうからご説明をいただきたいとそのように思います。あの土地を認定候補地として決定をさせていただいた経過というのは、以上のようなことでございますので、どうぞよろしくご理解をいただきたいと思いま

す。

○議長（北岡 泰） 施設整備推進監。

○施設整備推進監（世古口哲哉） 失礼します。私のほうからは町長が答弁された後の以降のですね、経過、それから進捗状況について述べさせていただきたいと思います。

候補地につきましては先ほどもありましたけども、物理的にも環境的にも素晴らしい候補地であるということで、地権者等を調べさせていただいたところ地元自治会の共有地で、建設に必要な一定の面積もある土地であるということがわかりましたので、早速、地元の自治会とコンタクトをとって買収に向けて進めていくことといたしました。

平成24年度の12月には明星地区の自治会長会議において、当時の自治会長さん方に候補地についてご説明申し上げました。また、暁幼稚園関係の保護者の皆様には、平成24年9月にこども園としていくことの方針を説明させていただきました。さらに今年9月には、暁幼稚園関係者の保護者の皆様と曙幼稚園の保護者の皆様に対し、建設予定地などについての説明会を実施し、事業への理解をいただけてきたところです。議員の皆様には平成25年の2月に候補地についてご報告をさせていただき、当時の教厚委員の皆様には現地も見ていただいたところであります。

こうした経緯を踏まえ、本年2月下旬には多気東部土地開発公社での先行買収をお認めいただき、本年6月には公社からの買い戻しの補正予算を全議員の皆様で承認いただいたところであります。さらに6月の同定例会において敷地の拡張のご意見、ご指導をいただいたことから、9月定例会にて拡張の補正予算をお認めいただいたところであります。11月には拡張分の用地についても契約を締結し、すでに登記も完了しているところであります。ご協力いただいた地権者の皆様には心よりお礼を申し上げたいと思います。

設計業者とは9月に契約を締結し、現在、実施設計書を作成していただいているところであります。建物の構造は三重県産の木造も使った木造園舎を計画

しており、県の森林整備加速化林業再生基金事業費補助金を活用いたします。すでに5月に2億円の交付決定を受けていますし、さらに内閣府の地域の元気臨時交付金1億6,000万円の活用もできることとなっています。

今後についてですが、全員協議会のおきにもお示ししましたし、今日もこちらに準備させていただいたんですけども、こちらにあります鳥瞰図とですね、それから平面図ですけども、こちらに基づきまして実施設計書等の作業を進めているところでありまして、予定としましては来年の2月末に工事着工にこぎ着けまして、12月末までに完成させていただくという考えでいきたいというふうに思っております。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。江議員、再質問ございますか。

江議員。

**○2番（江 京子）** 計画的に着々と進めていってもらっているのが、よくわかりました。昨年24年の12月に明星地区の自治会長さん全員に説明会をされたということで、私もその当時の自治会長さんに色々お話を伺いにいきましたところ、方法は色々あったにしても、その地区、自治会の住民さんに対しては何らかの形、回覧板であり、大字集会での口頭の説明がありということで、何らかの説明はしたよというふうなお返事をいただいております。

で、また、PTAの方々たちからも、今の曙幼稚園なんですけど、私が明星小学校に行った当時はあそこが小学校の運動場でした。で、その当時からあの前の道を横切るのがとても危ないということで、なだらかなというよりは結構なカーブになっている道のところで、今も老人クラブの方たちが曙幼稚園と結構交流をさせていただいているんですけど、そのたんびにあそこの道は危ないところやさというふうなお話を度々聞いておりまして、私も通るたんびに、昨年大分改修していただいて道幅も広くしていただきましたが、まだまだ送り迎えが車がほとんどということで、危ないところであるなというのは思っておりました。

で、今度建てていただくところは幹線道路もきちんと通っておりますし、良いところだなというふうにPTAの方たちからも聞いております。ほいで、そ

れなら一遍あそこの高台に登って見ておいでと言うたびに、結構な方たちが見に行ってもらった中で、あそこ本郷地区の方が前野池公園をきれいにしてもらっているの、あっこれからは春はここで花見もできるなというようなお話も伺っているところです。頑張って進めていってほしいと思います。

次に、今、（仮称）明星こども園、（仮称）明星こども園と言っているんですが、この正式名称はいつになったら決まるのかというのを、一つ教えてほしいと思います。

それからもう一つ、設計については、プロポーザル方式で企画提案能力のあるものを選ぶ方式で行うとありましたが、どの点で、どんなポイント持ってそれを決めて設定していただいたかをお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（北岡 泰）** 江議員の再質問に対する答弁、施設整備推進監。

**○施設整備推進監（世古口哲哉）** 失礼します。まず、こども園の正式名称をいつ決めるのかということなんですけども、工事着工を今、平成26年2月末ぐらいに着工できればというふうに進めておりまして、工事着工後ということではさせていただきたいと思いますが、一般公募を考えておりますので、広報等にも載せていく関係で、来年度早々4月以降になりますけども、早々の広報等で名称を募集していきたいというふうに思っております。

それから設計についての独自性の関係なんですけども、こちらにつきましては、今回の設計業者の選定につきましてはプロポーザル方式を採用いたしました。設計業者の選定にあたっての評価項目の中に、設計図作成にあたっての独自提案という採点項目を設けまして、それも考慮して選定委員の皆さんで選定していただいたということでありまして、独自性をどのように評価したとかというのは、選定委員の皆様でさまざまな部分もあろうかと思いますけども、私が採用された業者の先ほどの図面とかを見ましたところ、感じたのは不審者のみならず獣害などからもですね、子どもを守れるという視点に立って、園舎で園庭を囲むといった提案等が評価されたのではないかというふうに思っています。それを反映した形の先ほどお示しした図面のような設計で、現在設計を進

めていただいているところです。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

江京子議員。

○2番（江 京子） この間、委員会でも見せていただいて、鳥獣に対しての対策を、何かすごく重視した建物になるのかなというような感じにもとらえられたところです。このこども園の名前については、私はできればやっぱり大人だけじゃなくって、子どもたちからの応募も取り扱ってほしいなと思うところなんです。これから明和町を担っていく子どもたちの育つところですので、まあ素敵だなと思えるような名前を付けていただけたらと思います。よろしく願います。また、設計段階についても色々なお考えの中で決めていただいたということで進めていってほしいと思います。

ただ一つ、いろんな省庁からの助成金やいろんなところもらって進めていくという中で、建物を建てれば当然維持管理にはとても大きな負担になっていくと思います。で、今、国では東日本大震災の原発事故以降、政府は再生可能エネルギーということの普及に工事費の費用を補助金を出していると聞いています。その中身は太陽光発電であり風力発電、それから地中熱の利用、小水力発電、バイオマスの発電というようなものに対しての補助金と聞いております。で、それは経済産業省については新エネルギー、総務省については緑の分権改革、環境省については低炭素社会利用促進協議会などがあるように聞いております。

この中で、話によると太陽光発電と照明に対しての風力発電、今、本当に公園には小さな風力発電と太陽光がマッチングしたものが付いているところが多く見られます。それは価格もとっても安くって、あんな青山高原にあるような何千万円じゃなくて、何十万円単位のものもあると聞いておりますので、それはとてもいいことだと思います。ただ、日本が見落としているこの地中熱という部分、欧米のほうでは灯油を焚いて家を温めるというようなことはしていなくて、ほとんどがこの地中熱を利用した暖房というのをやっている国が多いと

聞いています。で、ここで地中熱と地熱というのは違いまして、地熱というのは温泉地域なんかで蒸気が上がっているようなところの熱のことを言いますが、地中熱はその地域の地下の温度の意味です。

で、地下5 m以下の深さのその地域の年間平均の気温が地中熱というものとされています。それは井戸水がわかってもらっているように15度ぐらいで一定で1年間あるという、夏は水筒を冷やして15度って高いようだけど熱の外気温に比べてたらとっても冷たい水、で、冬は水道水の水に比べたらお台所するのにあったかいなと思えるような温度です。それをその地中熱の一定に保たれた温度を上げ下げするというのが、この地中熱を利用した部分なんです。で、それをを用いることで、大体年間の光熱費が3分の1ぐらいになると言われています。で、今、いろんな保育園や、それから老人施設、それから病院なんかでも全国的にも結構使われ始めているような部分です。一番初め三重県に入ったのが、三重県の今、新しくつくっている県立博物館です。その方法は本当に100 mの井戸を掘って、それをパイプを通して循環していき、上に揚げて熱くなった水を、液体を介して地中に戻して、そこで放熱させて、また冷たい水を揚げていくというような、暖房については反対の方法なんです。そういう方法をとるのが地中熱の利用です。初めの工事費については少し高くつくかも知れませんが、県の博物館で17年で回収できるような形と言われているようなものです。

時期的にもう遅いのか知りませんが、大体4月に提出していただいて国に、9月ぐらいにはもう予算がとれるようなことも聞いておりますので、もしこのことを業者さんのほうにお示しいただいて、それがもし使えるのなら、1年中一定の温度を保つという方法での暖房冷房ですので、また一つ考えていってほしいと思います。それですので、またその方法はこれからも考えていってほしいと思いますし、これからまだまだ中学校、大淀小学校、庁舎とありますので、その方法も一つのものとして考えてもらえたらと思います。よろしく願います。

それから、建設予定地については、本当に自然豊かな里山です。この自然を子どもたちの育ちにどういうふうに生かしていくのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ご案内のように自然豊かな里山でありますし、明和町内において今、自然が残されているのは大仏山周辺ではないかなというふうに理解をしております。その中でですね、いわゆる子どもたちの育ち、どう生かしていくかということでございますので、現場の先生方の意見も聞きながらですね、我々としてはいろんな近くでも活動してみえる団体もございます。そういった中で、この里山のこう自然を生かした環境づくりに努めながらですね、子どもたちの健全な育成に資していきたいと、そのように考えてます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

江京子議員。

○2番（江 京子） 本当に地元に住んでいる人間には、あんまりわからないこともあるんですが、本当に絶滅危惧種も何種類かあるような場所だと聞いております。あそこは広葉樹の多いところで、この秋もとても綺麗な紅葉でした。小鳥もたくさん棲んでいるということで、観察的にも子どもたち豊かに育ってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、この間、新聞に出てたんですが、蓑村という地区にコウノトリが舞い降りたということで、私も新聞を見てびっくりしました。野生の本当に臆病な動物は、安心なところじゃなきゃ来ないんです。ですから、いかに明和町が安心なところなのかというのが、このコウノトリの飛来ですごくよくわかったように思いますので、この点も子どもたちを育てていくについて、よろしく願いいたしたいと思います。

それから、何度も田辺議員のほうで、この里山であるのでイノシシの被害がとても心配だということで、私も色々なところにお聞きしました。明和町は里山しかありませんが、松阪市、多気町、大台町、伊勢市、もう本当に山に囲ま

れた地域ですので、そこの保育園の方や行政の担当の方にお聞きしに行きました。で、やはりイノシシも出るし、おサルも出るし、キツネも出るし、明和町のところよりようけいろんなもの出るに話の中で、でもこのイノシシさんについては、一番野生動物の中でも臆病な動物であって、食べ物を探しに畑や田んぼの被害はあるものの、一番こう守るために一番簡単に柵で十分であるということと、それから一度も今まで何年も保育園におるけど、保育園に出没するというようなことはない、何しろ人的な被害は一度もありませんということ、全町の担当の方に聞いてきました。もちろん明和町でも猟友会の方たちの協力も得て、対策もとってもらってますし、猟友会の方に伺っても人的な被害は一回も今まで出たことないよというようなのをお聞きしてきました。でも、やっぱり念には念を越したことはありませんので、イノシシ対策についてはしっかりとしてほしいと思います。

それからもう一つ、マダニについてもお聞きしてきました。ここの明和町にある私立保育園の森本園長先生とお話をしました。あの保育園はひとつ本当に大きなこっぴりした森の中に保育園を持っている園です。で、そこに聞きに行きましたら、マダニというのはな、道端ならどこでもおるんやさという、私たちが犬の散歩している犬にもたくさん付いてくるということで、これに対してはきちんとした知識を先生だけじゃなく、保護者や園児の方にも持ってもらって、自然にはやっぱり敬意を持ち、仲良く共存していかなくちゃいけないよと言われました。何も怖がっていることではありません。当然ではありますが、里山遊びをするときは長袖、長ズボン、帽子、そして遊び終りには衣類をしっかりと払い、室内には持ち込まない。手洗い・うがいは普段の遊びの中の当然のルールの中で、十分やっつけていける対策であるということも聞いてきました。そこから辺も対策面をしっかりと話を保護者の方にもしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、防犯対策についてお聞きします。やはりこれも田辺議員がとても心配されていることです。そのとおり保育園は女性の多く働いている職場です。

そこで森の中の保育園のゆたか保育園の園長先生にもそれをお伺いしましたが、まずは防犯対策は、まず園児の対策というのが第一前提、それからやはり働く先生に対してのものがありということです。不審者対策については防犯カメラ等の防犯のライトの設置、すでに明和町でも大阪の小学校の事件以来、明和町でもそのような対策をとってもらっているというのはお聞きしております。そうして保育士さんのルールとして必ず複数で退園する。その中でも明和町も来年度も男性の職員さんを採用してもらうということで、やはり保育園に一人男性がいると、そういう不審者はもう寄って来ないというようなのもいろんな情報の中でありますので、今後も保育士さん1日ぐらいで男性も入れてほしいと思いますし、子どもたちにとっても男性の保育士さんにとっては必要な時代になっておりますので、よろしくをお願いします。

ただ、明和町の保育園の駐車場、夜回ってきましたところ、やはり暗いです。で、松阪市さんの保育園も回ってきましたんですが、どこも暗くて松阪市においては園からかなり離れたところの民有地を駐車場に借りているので、そういう固定的なライトとかそういうのは設置できないという問題もあるというのを聞いてきました。明和町の場合、幸い町の有する土地というのが多いと思いますので、そこら辺ちょっと考えて、夜訪問されたときに暗いなと思ったら、ある程度の明りをもう少し夜遅くなる保育園の駐車場には多くしてもらいたいと思いますので、これは要望としてお願いしたいと思います。

色々、明星こども園のお話をさせていただきましたが、せっかくだからつくろうって、皆の気持ちが集まったんなら、これからすごく良いものをつくってほしいと思います。で、東京のほうではすごくこう人気のある保育園があって、その保育園に子どもを入れたがために家をその土地に買って、その子どもを保育園に通わせたいというような親がたくさんある地域があります。これはテレビでも放映していました。今度建つ、この明星こども園、それがこのすごい人気の保育園になって、ああいっぱい明和町に若い人たちが、子どもを産んで育てたいと思えるようなこども園に皆で考えてつくってほしいと思

いますので、これからもよろしく願います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（北岡 泰）** 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

---

**○議長（北岡 泰）** お諮りします。昼食のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（北岡 泰）** ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

1時まで。

（午前 11時 57分）

---

**○議長（北岡 泰）** 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

---

## 8番 辻井成人議員

**○議長（北岡 泰）** 3番通告者は、辻井成人議員であります。

質問項目は、「地域振興政策を問う」の1点であります。

辻井成人議員、登壇願います。

**○8番（辻井 成人）** ただいま議長より登壇のお許しが出ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

地域振興政策というのは、その地域に合ったいろんな実情のもとに広げられ

るものであり、税収とか色々な面で関係してくることでございますので、割と裾野が広うございます。それについてですね、裾野が広い分だけ今回はスポーツと、それとあと町おこしについての2点でお聞かせ願いたいと思います。

まず1点目、スポーツ振興についてですけれども、今年は日本の未来にとって大きな成果が見られた年でありました。2020年のオリンピック、パラリンピックの開催地が東京に決定し、これから2020年の開催年度に向けて世界の人々を迎え入れるために、また大会を成功裏に閉会するために、国としてはさまざまな施策を施行していき、流行語にもなりましたおもてなしの言葉どおりに大会を導いていくことだと思われまます。この2020年のオリンピック、パラリンピック大会と前後し、三重県でも2018年に高校総体、2021年には国民体育大会、身しょう者大会が開催されると町より報告を受けております。

当然、明和町においても国民体育大会、身しょう者大会に際しては成功裏に閉会させるために、責任の一旦を担うべく三重県、また関係団体より競技種目の一種を受けるよう打診されており、先の全員協議会でも三重県より競技種目がソフトボールという指名を受けておるという報告をいただいております。

そこで報告以後、大会の競技運営について、どの程度関係団体の方々と協議内容が進んでいるのか。また、競技施設の環境整備についてはどのような方向性を持っているのか、お尋ねします。

**○議長（北岡 泰）** 辻井成人議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

**○町長（中井 幸充）** 辻井議員の三重国体にかかるその後の進捗状況等について、ご質問をいただきました。

その前に前段ですが、平成24年11月に開催されました日本の体育協会の理事会におきまして、先ほどご案内ありましたように、三重県が平成33年第76回の国民体育大会の開催地として内々定されたという連絡を受けております。その後におきまして、平成24年8月31日に、第76回の国民体育大会三重県の部分と

して、準備委員会の総会が設立をされました。その設立に私ども市町も、29市町も参加をし、開催に向けた取り組みがスタートをいたしたところでもあります。

こうした流れを受けてですね、平成25年の2月の12日に、実は明和町の体育協会の会長から私に対しまして、ソフトボール競技招致要望書というのが提出をされました。また、同じくときをして多気郡のソフトボール協会長のほうからもですね、同様のソフトボール競技誘致要望書が提出をされました。このことを受けてですね、いわゆる内々定が下ったものというふうに理解をしております。したがって、我々としてもですね、この二つの団体からの要請を受けて、ソフトボールの開催地希望を県のほうに表明をさせていただいたところでございます。

現在のところは、まだ内々定という段階でございますが、これから皆さん方とその誘致に向けて、正式な誘致に向けてですね、取り組んでまいりたいと、そのように思っておるところでございます。

また、その後の詳しい日程等々、そして今の取り組み状況については、担当が教育委員会部局にあいなりますので、教育委員会のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

**○議長（北岡 泰）** 教育長。

**○教育長（西岡 恵三）** 町長のあとを受けまして、今の現時的なことを報告申し上げます。9月になりまして、1日ですか、三重県のソフトボール協会の支部の事務局長会議が終了した時点ですで、非公式ではあるけれども、県の協会の役員から明和町をソフトボールの会場の一つとして内定をしたということ、多気郡のソフトボール協会長から報告を受けまして、是非、その三重県ソフトボール協会の理事長、事務局長が会場地の明和町に行って説明をしたいと、事情を聞きたいということがございました。

それでそれを受けて、9月の21日に三重県のソフトボール協会の理事長はじめ4名の方が明和町へ来て、我々と話し合いを持ちました。その話し合いの中には、多気郡のソフトボール協会の会長、事務局長、それから明和町体育協

会の会長、事務局長、それから明和町ソフトボール協会の会長等々が出席をして、招致の方向で話し合いをしていこうということで行いました。

大会会場等の内容説明を受けるということで、お話を聞かせていただきました。そしてそれに向けてこの明和町の受け入れ体制を整えていただければありがたいということでもございました。会場等の正式決定は、まず協会のほうの内定、正式内定が来年の2月ごろになると思うんですけども、県の正式は来年度6月か7月の総会で決定されるものと思っております。

現在の施設で、その9月のいろんな話し合いの中で、ソフトボール競技には4種目ございまして、成年男子、成年女子、それから少年男子、少年女子という4つの種目がございます。その一つの種目を明和町にということでもございます。当初は明和町としても何が一番良いかということで、少年女子をとということの中では、一つの会場で2コートとれるという方向もありましたんですけども、どうもそれはいけないような状況もあるというふうに聞かせていただきました。そのほかの男子関係、一般女子の関係来ると、一つの会場、例えば明和中学校第2グラウンドのソフトボール・野球場を二つに割れば、何とかとれば少年女子だけですけども、そのほかのでは両翼とかセンターの外野フェンスを付けますと、なかなか難しいところがあって、その辺の話し合いもさせていただきまして、今、会場の候補地としては先ほど言わせてもうた明和中学校の第2グラウンドの野球・ソフトボールグラウンド、それから明和町の総合グラウンド、赤坂にあります総合グラウンドの二つの整備をということにいたしました。整備にも色々の制約がございまして、ソフトボール協会のほうから、こういう会場をとという日本ソフトボール協会の規定があります。一つの会場はナイター設備を付けること、それから観覧席を設けるというようなことです。明和町に第2グラウンドと総合グラウンドの間は、10分程度で行き来ができるだろうということであればOKですよということも聞かせていただきました。

ただ、町内で一番問題になることは宿泊施設がないことです。受けようと思うと、全国から来る代表地、今16やったかな、ぐらいですね。16チームの選手

団を受けなければならない、宿泊はどうするかという話も、当然話し合いになりました。周辺には松阪、伊勢、鳥羽、志摩ございまして、その宿泊地からどのぐらいで来れるかという話がありまして、30分前後ではもう必ず来れますということで、それなら大丈夫ですねという話もさせていただきました。中では今までこれ行われてきた全国の大会の国体の時は、ホームステイという形で開催した県もございまして、そこら辺の検討もこれからの問題としてやっていかないかなというふうに思っています。

今のところはそういう状況で、正式決定を受け次第、整備に着手していくためにですね、多気郡のソフトボール協会と、それから明和町の体育協会、またソフトボール協会等々で、やはり国体の準備委員会をですね、早速つくって行って、招致に向けて、準備に向けて検討していく会議を正式に発足していきたいなと思っているのが、今の状況でございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

辻井議員。

○8番（辻井 成人） 今の段階では、まだその成年男子、女子、少年男子、女子の4編成からなっているものの中でですね、どれをとということは、まだ決まってないというご説明でご理解させていただいていいんですかね。

その中で、先ほど教育長言われましたけども、明和としては少年女子をちょっと希望していたということをおっしゃられたと思いますけども、それはなぜですか。

○議長（北岡 泰） 辻井議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） それはですね、明和中学校の第2グラウンド、野球場・フットボール会場は、少年女子であれば両翼がちょっと一般よりも短い、で、外野フェンスを二つ、2コートしても、まだ間が開いていると。

それから、練習会場はサッカー場あるし、第一グラウンドがあるしという、近いというのも限定で、一つのグラウンドで2コートとれるということが、観覧席のきちっと設定しながらという思惑があった中で、そういうのも一つです。

それともう一つは、前に中日本の大会をやったときも女子の中日本大会を招致したことがあるんですけども、そのノウハウもわかっているということも一つあったということで、できたらということでしたけど、どうも難しいような気配は考えられています。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。辻井議員、再質問ございますか。

辻井議員。

○8番（辻井 成人） 色々、今まで中日本大会とか、それとか会場の施設の関係等により少年女子が良いという、ご答弁だったと思われんですけども、関係の団体、4市町ですね、それがあつた中で、十分協議のうえ、どの編成の一部分を担うのかというのは決まっていくわけだと思いますけども、もう教育長そのようなお考えであればですな、その辺も色々こう県の方々とか、関係団体の方々とかと協議をさせていただいてですな、やっていただくのもええんやないかなとも思いますけども、十分、今から準備期間があるわけですから、1日でも長くその準備期間がとれるようにですな、そこら辺を考えていただいでやっていただければ、何の方々に来ていただいでですな、我々明和町としては、とにかく良い思いをして帰っていただけるような体制、十分な体制をつくることが一番肝心やと思っておりますんでね、その点はとにかく皆さんで協議してですな、何を選ぶかということは十分協議していただきたいと思ひます。

その中で、施設の環境整備ですけども、いずれにせよそのように第2グラウンドとか総合グラウンド、今のお話ですと、まだどのようになるかもわからない中ですね、環境整備については色々考えなくてはならないと思ひます。第2グラウンドで2面とれへんにしても、今、先ほど言われたようにですな、観覧席等いろんな問題ありますよね。そこを考えるとですな、今の施設で十分果たせるんか、どうかということが問題になると思われます。その点についてはですな、教育長としては十分機能が果たせているのか、また果たせない場合にはどのような改修方法でそこを直していくのか、その後、その直した施設をですな、どのようにこの明和町の地域振興に役立てていくのか、そのお考えを

お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 辻井議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） どういう方向に進むかというのは、今の流れの中で、この間の三重県のソフトボール協会の方々と会った中で、どうもその2つの会場、やはり第2グラウンドと、それから総合グラウンドの2面という形の中で思ってみえるようにとられました。

で、我々としてもその第2グラウンドと、その総合グラウンドのほうの整備をしていかなければならないだろうと、今のままで行けるんかという、観覧席等の問題もございますし、ナイター設備の老朽化もありますし、それらの改修をしていかなければならないというふうに思います。2コート、2会場ということよりも2つのグラウンドを使って進めていく、その2つをどう整備していくかというのは、これからの考え方で、担い手のほうの整備を中心にメインにしていかなければなりませんので、いびつな形ですので、何とか正方形的なグラウンドにしていこうという考え方、もうあまり時間がございませんので。

ただ、それには予算的なものが大変財政が、財源が要ります。県は一切出さないと、その招致の整備については、市町村会場になる市町村が受け持ってもらいたいというのが大前提でございまして、そういう面も含めながら整備を今のままで良いのかというのではそうじゃなくて、観覧席については常設の観覧席をつくるのか、それから教育委員会としてはそういうその後々の管理、それから町民に開放するのや、いろんな大会を招致していくには、やはりきちっとしたものがほしいと思いながらですね、やはり観覧席は後々のことに必要かという、必要でないで、どんなような簡易のそのレンタル的な観覧席がございしますので、そういう形のもので済ませとるのが良いのか、今はまだこれからの検討でございます。

ただ、整備というのはソフトボール協会等の県の人たちは、今のグラウンドをものすごく今整備を体育協会の管理にしておりますけども整備されていて、あのままでもと言われますけども、気持ち良くしていただくためには、やはり

何らかの形で土の入れ換えとかそういうものも、考えていかなければならないだろうなと思います。それを契機にですね、また明和町のスポーツ振興に生かしていける、そういう方向もやはり考えながら、グラウンド整備にあたりたいと私は考えるんですけども、財政もありますので、そこら辺のことを十分にこれから、もう時間も本当にありませんので、十分関係の方々と準備委員会を設けまして、論議しながら早急に整備していきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。辻井議員、再質問ございますか。

辻井議員。

○8番（辻井 成人） 財政上の問題とかいう、厳しい点があるというお話ですけども、このお話をいただいてですね、明和町以外でも3市町があるということでしたがね、志摩市さんと熊野市と紀北町さんですか、この方々のその施設の現状の施設というのはどのようになっているんですかね、それは調査をしていると思うんですけども、その点はどういうほかの市町の施設がどのような形になっているのかというのと、ここの明和町とそれを比べた場合、明和町はそれに見劣りをしないのか、競技施設としては万全の体制で迎えることができるのかということは、どのようにお考えですか。

○議長（北岡 泰） 辻井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 私もそんなに詳しくないんで、まだ熊野市には全国大会で一回行ったことがありますけども、あそこは大変誘致合戦で全国大会等々、それからスポーツの、冬場のスポーツの気候をと言うて誘致をしているのが、ものすごくありまして、専用球場を持っているということ。

それから志摩市においても、やはりこういろんな形で準備をされていますので、観覧席あるような球場は持っております。

あと紀北町については、うちと同じような形でどういうふうに整備されていくんかというのがわからないんですけども、広さ的に、場所的に明和町はソフトの町と言われるよりも、いろんな競技ができるようなグラウンドについては、

どこにも負けないような広いグラウンドと整備は良いところであります。ただ、付属的なものもやはり専用グラウンドになるかということもありますので、そういう面の整備というものが必要になってくるんだろうというふうに思っています。

それがそれぞれの町で2コートずつつくらなければなりませんので、きちっと整備されているというのは熊野市かなというふうな気はします。志摩ももっと手を入れやんといかんような気がして、私もよう壮年のソフトでよく志摩市のグラウンドを行ったりするんですけども、それはもういろんな競技ができるようなグラウンドにも使われていますし、ソフトボール専用というのはほとんどないように思っています。熊野市さんぐらいですか、ええグラウンドがあって、一つの球場的なものをきちっと持っているのはというふうに、記憶があるところですよ。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

辻井議員。

○8番（辻井 成人） 確かに熊野市さんのその会場というのは、全国の大会もなされたりして立派なもんだと私も聞いております。この最近ですね、今年国体というのが東京で行われまして、その前が岐阜ですね、その前が山口でしたかね。皆さんその会場の今言われておる一般男子、女子、少年の男子、女子の会場をですな、ちょっと調べてみても大半が今の時代です。良い球場なり、良い運動公園でやっております。そこを考えるとですね、8年後ここへ、どの一種にしても迎え入れるにしてですよ、見劣りのすることでもいいのかなと、色々それは財政上の問題ありますけども、何かほかの手立てはないんやろかって、僕思うんですね。

それで、今のその第2グラウンドなり総合グラウンドを直して、改修してですよ、果たしてそれが今の規定に合っていくのかどうか、それでその問題の直し方によっては、またかなりのお金もかかるんじゃないかなと、そのように思いますけども、その点はどうですかね。ちょっと考え方をお聞かせ願いたい。

○議長（北岡 泰） 答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 思い起こしますとですね、昭和50年に三重国体が開催されて、その当時の設備からは先ほどご指摘ありましたように、各市町ともですね、運動公園的なものというのは、もうかなり整備をされてきております。私どもはもうご案内のように、第2グラウンドというのは中学生の子どもたちの競技が主なものでございますので、そしてまたちょっと聞かせていただきましたら、いわゆるやってやれやんことはないということですので、その多く手間をかける必要はないというふうには思うんですが、もう一つは、その総合グラウンドでございますけども、これも正直なところは以前の公有地をグラウンドに直したという程度のものでございましてですね、ご指摘のように国体の競技に対応できるような施設であるかどうかということは、これはもう一目瞭然の話でございます。

したがいましてですね、この機会に私としては手を加えてですね、きちっとしたやはりグラウンドにしていきたいと、ご案内のように周りのフェンスもですね、もうちょっと一部こけかけているところもありますし、ダクアウトもトタンを張った簡易なものでありますし、照明の施設そのものもですね、実は今まであまり我々としてもその照明ということはあまり考えていなかったんですけども、ナイター設備というのは先ほど言いました昭和50年の三重国体以降、明和クラブさんが頑張っていた、その影響を受けて中学校、あるいは総合グラウンドのほうにそういうナイター設備を建てていった。もうかれこれ30年が経過するわけでありまして、先ほども言いましたように、国体の競技して耐え得るのかどうかというのは、もうこれは一目瞭然でありますので、誘致が決定すればですね、それに伴って、第2グラウンドはちょっと別としてですね、総合グラウンドをもう一回再整備して、将来のですね、子どもたちがそこで伸び伸びとこうプレーできるような施設整備をですね、財政厳しいおりですけども、何とか苦慮してですね、工面をして再整備をしてその対応をしたいなと、そのように今考えております。

当然、今の総合グラウンド、形が変形という大変なんですけれども、こう外野が一方こう急に狭くなっておりますので、地元の人にも協力をいただかなければなりませんけれど用地も確保する中で、きちっとしたそのグラウンドがとれるようにしていかなければならないのかな、そのように実は考えております。

したがいまして、正式に競技種目が決まった段階です、もう一度、また議会の皆さんにもお諮りをする中で、構想を練っていきたくと、そのように考えています。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

辻井議員。

○8番（辻井 成人） 誘致のどこに、どの部門を誘致するかによっても決まってくるんだろうとは思いますが、将来の、今町長が言われた展望を見据えたうえで、グラウンドの改修なり何なりをやっていくというお言葉ですけれどもね、ここですね、明和町体育協会を筆頭にですね、スポーツ少年団、またあとサークル活動等混ぜればですね、ソフトボールもその中に含まれますけれども、30種以上の多分競技があるんじゃないかと思われま。

その中で町民の方々多数が、スポーツに毎日ではなくても楽しんでおられる状態があると思われる中でですね、今回、このソフトボールということについて、ちょっとう明和町とのかかわりを今、町長も国体なり何なりのお話をされたんでね、少し私もここで発言させていただこうと思っておりますけれども、要はですな、この昭和48年に全日本の一般男子のソフトボール大会で、明和クラブが優勝されてですね、それで2年後の国体ですか、三重国体でまた優勝と、それを契機にですね、昭和48年にここで8チームのナイターリーグのアマチュアのソフトボールチームというのができてですな、ナイターリーグの発足があって、それから昭和60年当時には26チームほどのチームかできて、夏6月ごろから11月ごろまで、毎日毎日皆さんそのスポーツとしてソフトボールを楽しんでみえたという経過があります。

現在はちょっと4チームと大分チームか減っております。熱が冷めてきたの

かどうなのか色々世情あると思いますけども、しかしながら、その反面スポーツ少年団というのは、ここ最近、町長杯もあるようにですね、大変大きな伸びが出ていると思われまして、そこを考えるとですね、ソフトボール人口が減っているのではなくて、若年層が増えておるということから考えてですよ、思い切ってですね、この何か今の既設の球場なりグラウンドを直すのではなくてね、お年寄りから子どもさんまで楽しめるようなですね、運動公園というのを一つ考えてみてですね、それについては補助金等もあると思われましてね、そこを調べてみてはどうかかと、僕は思います。

教育長言われたように時間が少ない中でですけどもね、三重国体とかそういうものがあればですね、国に働きかけやすいのではないかと、これ私の勝手な憶測ですけども、その点をちょっとこう考えていただいてですね、そのような運動公園をつくるような構想というんは持てないですかね、その点のお考えをお聞かせ願いたいです。

○議長（北岡 泰） 辻井議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） おっしゃるように総合グラウンドもですね、そのソフトボールの専用球場ということになってきますと、もうそれこそやないけどスタンド、あるいは観覧席、バックネットもすべてコンクリートしてしまうという関係、コンクリートしてしまう状況にあいなります。そうするとそれしか使えやんやないかというご指摘も多分あろうかと思えます。

したがって、おっしゃっていただいたようにですね、多くの方々にこう楽しんでいただく、スポーツを楽しんでいただく、そういう場にしていく必要はあろうかと思えます。したがって、ちょうど総合グラウンドにはテニスコートもございまして、複合的にですね、できるような工夫をですね、ちょっと凝らしてみる必要は十分にあるのかなと、そのように思いますので、整備にあたってどういう、すべての例えばサッカーとか、いろんな競技に対応できるというわけにはまいらないかもわかりませんが、ある程度のスポーツに順応できる、そして子どもから高齢者の皆さん方が楽しんでいただけるような運動

公園的に整備するということは、もうやぶさかではないと思いますんで、できるならそういう形ですね、一応考え方をこうまとめていきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

辻井議員。

○8番（辻井 成人） 大変嬉しい話なんですけども、僕よく若い人らとお話をする機会があったときにですね、どうですか明和町はと、明和町に住みませんかというお話もさせていただくことがあります。と、明和町にはないものが二つありましてですね、やはりこれといった運動公園的なものが何もないと、それともう一つは小児科がない。これではちょっと子どものことも考えると住みにくいと、居住しにくいという結果があります。

近くには確かに松阪市さんもありまして、伊勢市さんの運動公園もありますけども、そういう意味から考えますとね、人口これから若年層で増やしていこうかなと思えばですね、そのような運動公園的なものをつくってですね、高齢者から若い人、あと子どもと一緒に遊べるね、施設があってもええんやないかなと、そういうところにお金をかけても、これ何ら不思議ではないなと思ってますんでね、そういうお考えを持っていただければありがたいなとは思っておりますけども、とにかく財政上があると言えればそれまでのことですが、何かいい手立てを模索していただいてですね、次世代の育成のためにも一つ考えていただいて、近隣にない運動公園施設をですな、構築していただくことを提案しておきます。

それじゃ2番目ですけども、明和町の町おこしということについて、ちょっと述べさせていただきたいんですけども、町おこしと言えれば明和町では齋宮跡が一番の財産だと思っております。町長は常々、齋宮跡を核としたまちづくりということを提唱しておりますが、今、どの程度の構想をお持ちですか。人口2万3,000人の明和町の町おこしにとって、この齋宮跡が一番重要で大事な遺跡であると、町長はじめ町民の誰もが思っているはずですよ。今年も齋宮跡とも

関係の深い伊勢神宮で、20年に一度の式年遷宮が行われました。私が知り得る範囲で過去最大の参拝客数で、1,300万人とも言われております。交通機関でも土曜日日曜日を問わず、県外ナンバーのバス、自家用車が多数見られ、電車でも踏切待ちをしているときに、電車の中を見ると満員の状態が見られます。伊勢市内の方は土日などは自宅から普段10分程度で行ける買い物が、車の渋滞で1時間も2時間もかかる有り様だと言っておりました。それほど伊勢神宮への参拝客数が多いということです。来年にはおかげ参りもあると聞いておりますから、参拝客数も減らないと考えられます。

明和町では以前より伊勢神宮参拝客の1割の方が齋宮跡に来ていただければ、町の活性化になると目的意識を持って述べていたわけですが、伊勢神宮の参拝客の状態を見て、参拝客が明和町の齋宮跡に訪れやすいように創意工夫をしているのか、お尋ねします。

○議長（北岡 泰） 辻井議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 齋宮跡を核としたまちづくりということで、色々と現在伊勢神宮にはこの間の新聞報道で、1,300万人以上も来ている、参拝客がお越しになっているというような報道も実はございました。一番関係の深い齋宮跡、ここにはご案内のようになかなかというか、まだまだという感じですね、訪れる人は若干増えているという報告はいただいておりますが、まだまだという感がしております。

そういう中でですね、ちょっと振り返ってみたいと思うんですけども、実はこの国史跡齋宮跡が国史跡指定を受けたのは、昭和54年の3月ということがあります。それからもうじき35年が経過をしようという、そういう時期でございまして、私が就任させていただいた当時は、実は齋宮跡の活性化に対する考え方を示すそのものというのは、実はございませんでした。いわゆる齋宮跡の史跡の保存、保護、そういうものですね、保存管理課長計画というのがございまして、もう史跡そのものだけをどのように整備をしていくかという、そういう考え方が実は示されておったわけでありまして、活性化という

以上は、何らかの経済効果が生まれてきて初めて活性化と呼べるのではないかと、私はそういうような思いでございました。

で、そのときにですね、ちょうど県の地元の人たちもですね、博物館が建ち、体験館が建ち、そしてという部分のやはり実物大の建物がほしいということが、その平成18年のときからですね、言われておりまして、それに対する県に対する要望をです、ずっと繰り返すなかで、ようやくという今の現状でありますけれども、その中でですね、実物大の建物の整備にあたって、県の考え方もですね、建物は整備するけれども、じゃそれを使ってどう、実はその活性化に史跡を活用したそのまちづくりに生かしていくのっとういような宿題をですね、実はそのときにいただきました。それでもってですね、私は実は齋宮跡に関する6自治会、そこの皆さん方にですね、実は色々と話しかけというのですか、寄っていただいてですね、齋宮跡を一体どう思てんのというような、それでどんなふうにしたらええと思とるといようなことも含めてですね、いわゆる懇談会を持ってきました。

その中でですね、やはり齋宮跡は文化財としては一級品のものであると、ですから伊勢神宮とともにですね、そう何らかの手立てをしなくってもですね、多くのお客様が訪れるだろうというような、そういうような感覚も実はありました。しかし、それで齋宮跡というのは触れないと、そういうような思いもですね、実は地元の人の中にも持ってみえました。そういう中でですね、これはいかんと、何とかですね、やはり活性化に結びつけていく、いわゆるコミュニティビジネスではありませんけど、何らかの形でこう続けていける、そういう手立てを考えていかなきゃならんということの中でですね、私としましてはその先ほどご紹介いただきました、齋宮跡を核とした町の活性化の基本方針、それをまとめる中でですね、やっぱしもうちょっと町民の関心も齋宮跡に対して高めていかなあかんと、それからもっともっとその齋宮跡、町民プラスその町内外の人に知ってもらわないかんと、そういうようなことを一つの目標に上げながらですね、当然、その周辺の整備も景観形成もつくっていかなあかんとい

う、そういう思いですね、この核とした活性化基本方針をまとめさせていただきました。

それをもって県のほうとですね、町もこうやってやりますよという、そういう意思表示をしながら、実はこの史跡の東部整備の計画をお願いをしていたところでございます。その中でですね、じゃあ町として何をやってきたのかということなんでございますけれども、一つは観光面では実はご案内のように、何とかその斎宮跡を核とした観光面をとということで、いろんな皆さん方のご提案もありますけれども、一つは平成23年の3月にですね、こういう明和町の観光振興計画というのを策定をさせていただいて、この中にいろいろと学ぶ、遊ぶ、食す、癒すというようなテーマを設けまして、明和町全体の観光の考え方をお示しする中で、観光客の誘致を図ろうという、そういう計画をまずつくらせていただいたということと。

それから、平成24年度にはですね、斎宮跡、今までは観光というと農業、農水、今、農業水産課の課のほうで担当しておるんですけども、斎宮跡のほうで担当しておるんですけど、今までは産業課観光係という形の中で、農業部門、そして商工部門のほうに置いておったんですけども、これをやはり斎宮跡と一体化した観光政策を展開しなければならないということで、24年の4月からですね、斎宮跡文化観光課という形の中で、斎宮跡とその観光施策を一体化してPRしていこうという取り組みをさせていただいたということです。

そこまでは良かったんですけども、じゃ実際にその色々進めていこうという部分の中で、先ほど言いました財源的なものをどうするかというのが一つの悩みでありまして、そのときにいわゆる歴史町づくり法が、いわゆる国交省さん、それから農林水産省、そして文化庁、この3庁がですね、一体となって文化財だけではなく、その周辺をもう少し活性化するための色々な手立てができるという法律が、平成20年にできてます。それを何とかですね、適用するべく23年から色々やらさせていただいて、ちょうど昨年6月に認定を受けたと、ですもんで、これからですね、よく言われますように、伊勢に1,300万人

もお客様がある。それをやはり一番関係の深い齋宮跡へいかにして呼び込むか、そういう手立てをですね、やっぱりきちっとした形で考えていかないと、ご指摘あるように、なかなか活性化に結びついていかない。ただ、正直なところはですね、来ていただいても、実はあまりその来ていただくお客様にですね、齋宮跡そのものを見ていただくのはできるんですけども、いわゆるお土産ものとかですね、そういったものを提供できるというところまでには、まだ至っておりませんので、これからですね、10分の10がまだもう少し先になります。地元の人たちともっとですね、こういういろんな形の中でひざ突き合わせてですね、何とかその町の発展のために活性化のためにですね、できる手立てがないのかどうか、もう少し時間をかけて取り組みを進めていきたいなど、そんなようなことを実は考えております。

その中でPRそのものにつきましては、色々と伊勢まつりへ参加したりですね、それから外宮さんの今前でですね、月に2回程度、一時は毎週やってみえましたんですけど、伊勢の楽市という部分があって、外宮さんがものすごく賑わっている。そのこのところへですね、うちの職員、あるいは観光協会の皆さんや財団の皆さん方が行って、そのチラシを配って齋宮跡をPRはさせてはいただいているんですけども、じゃあそのパンフレットを受け取った方がですね、齋宮跡へ来てくれているかどうかということについては、ちょっとよう検証をしておりますので、僕は担当のほうにですね、来ていただいたら記念品でもお渡ししますよとか、そういうチラシを配ってですね、それを持ってきた人は本当に記念品か何かをですね、お渡しするようなことの中で、どれだけその引っ張れるかどうかですね、そういうことも一回試しでやってみやなあかんなどというような、そういうようなことを実は指示をさせていただいております。

したがいましてですね、まだまだちょっとアイデアがなかなか乏しゅうございますので、またいろんなご意見ありましたらですね、こんなことやったらどうねという、そういうご提言もですね、是非いただきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

辻井議員。

○8番（辻井 成人） なかなか苦慮しているというのはよくわかりますけども、啓発活動的には、その観光マップなど用いて皆さんにアピールしているということですけども、ここです、来場者、博物館もありますし、体験館もありますけども、これがですね、博物館が5万人、体験館が3万人、今の時点でですね、約8万人です。と、伊勢神宮今の時点で1,300万人、これ8万人と比べると1割どころか6パーという数字です。1,000分の6ぐらいしか来ていないと、もっと少ないのかな。

とにかくいかにしてですね、前々から町長らもうちょっと苦慮して言うんですけども、ここへ呼び込むんやと、この活動が一番問題になるんと思います。なるんだと、今年ですね、土日でしたかね、どの日か忘れましたが、伊勢神宮内宮、外宮へですね、バスの乗り入れが1日で450台、これざっと1台40人としてもですね、1万8,000人です。この状態が5日間続いたら明和町の博物館、体験館合わせた数はあつという間に抜いていくという、本当にべらぼうな数字がこう載ってますけども、こっちが寂しいのかもわかりませんが、この近鉄線を挟んでですね、北側については史跡整備の中でかなりのことが進んで博物館も体験館もあり、今度10分の10もできると、その整備はそやけど僕は良いとは思いますが、それだけがちょっとこっち本当に呼び込むには難があるんやないかなと。

それでですね、その南側に近鉄線の南側にすな参宮道の伊勢街道があります。10日何かにはその提灯何かを出していただいて、色々考えてやっていただいているんですけども、また県のほうで竹神社から金剛坂のところまではすな、県道カラー舗装していただいて、ここを群行が通るような形と見えるような形にもしていただいておりますけども、もう少しこの何かこの街道をすな、文化的にも重要な建造物がたくさんあるんですから、その建造物を生かして客を引き込めないかとか、そういう考え方が持てないかなとそう考えております。

その点についてはどうなんですかね、これはそちらに聞いたほうがよろしいんですかね。齋宮跡の課長にでも。

○議長（北岡 泰） 答弁、文化財保存活用監。

○文化財保存活用監（中野 敦夫） 失礼します。今、議員さんがおっしゃられた南側の伊勢街道の部分なんですけど、先ほど町長がですね、史跡齋宮跡を核とした町の活性化基本方針の中でも、近鉄線から北側の部分については齋宮らしさを、それから南側については伊勢街道をですね、生かしたゾーンでですね、活性化できないかという、一つの考え方がございます。

それで、皆さんいろんな思いがですね、色々こう活性化のお話を聞くわけなんですけど、実は伊勢街道の実態というか、歴史的建造物とかいろんな古いもの、新しいものとか、そういうものが今現在把握できておりません。だから、どういうふうにその伊勢街道を活用するかという施策というか、案が出ておりませんので、歴町の事業で今年、歴史的建造物の調査を実施しております。それで伊勢街道は新茶屋まであるわけなんですけど、今年度につきましては祓川から齋宮跡の中町さんの約2キロの部分について、3年間徹底的に調査をしようということを考えております。

それで、本年度につきましては古い建物、新しい建物、空き地、それから空き家とかですね、そういういろんな調査をして、で、所有者の理解と協力を得た中でですね、そういう歴史的建造物をどういうふうに活用できるのか、また空き地を今後どういうふうな活用ができるのかということで、ゾーニングとかそういうことを色々検討してですね、やはり伊勢街道のにぎわいをですね、何とか北の齋宮跡の見学をしたあと南へ回ってきていただいて、そういういろんなにぎわいをできないかなということを今、検討しております。もう少しちょっと時間がかかると思うんですけど、その調査の結果を踏まえてですね、いろんな施策を今後展開できるかなと考えてます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

辻井議員。

○8番（辻井 成人） その伊勢街道のことについてもですね、先ほど言われたんが調査をしてから、その後どのようにしていくか検討していくというようなことでよろしいんですね。調査、今から3年間ぐらいかけてやっていただくということで、大変結構なことだと思われますけども、今の時点で考えられるのはどういうことなのかということも考えていただきたいんですけども、まずですね、これ私は思うんですけども、とにかくこの齋宮跡を核としたものの中です、シンプルに考えて、お客さん呼んで来場者数を増やして、そこに少し言い方が乱暴なんかもわかりませんが、ジュース一本でも買っていただければ、町の税収になるであろうし、これは財政上でもええんやないかとなると、潤うんじゃないかなという考え方の中で、伊勢街道ですな、先ほど言われた空き家とか古い民家あるとおっしゃってましたね。伊勢街道先ほど私が言うたように重要建築物もあります。ケーブルテレビなんかでよく見えますけども、雁木が付いていたりとか、馬止めが付いていたりとか、そういうの古い様式の町並みがあるということですから、それにしてももう2、3軒しか残ってないというお話です。

これをですね、今までの建築様式をですな、これからあそこの伊勢街道を整備していくうえで残していくという、とにかく遺産として残していこうという考え方を持っていただいて、それに伴ってですね、そのようなお家があれば、もし新築なり改築なり改装なりするんであればですね、町としてそれを何か補助金を出して、町並みの保全に努めていくというんが、一つ良い方法ではないかなと私思いますんですけども、改築なり何なりというとなかなか難しい面もあると思います。しかしながらですよ、空き家があればですな、この空き家対策、以前にもちょっと空き家対策どうしますかというお話を、全町的な目でお話させていただいたこともあるんですけども、今度はですね、この齋宮跡の、その伊勢街道の空き家についてですな、お聞かせ願いたいんですけども、これは私の思いですよ。思いですけども、空き家があればですな、それを改装して、そこで地域住民の潤いの場にできるような、それとか観光客の方々が来ていた

だいてですね、食べる場所がないとか、安らぐ場所がないということですから、簡単な喫茶な軽食ができる場所とか。それとか貸し教室にするとかね、ギャラリーなどをこうつくってみるのも集客のためには、一つの良い手立てにはなるんじゃないかなと思いますけども、その点についてはどのようなお考え、今の時点で持っておられます。

**○議長（北岡 泰）** 辻井議員の質問に対する答弁、町長。

**○町長（中井 幸充）** 先ほど活用監が申しあげましたように、現在、調査を進めておるわけでありましたが、ご指摘のようにですね、実は参宮街道というても距離が長いわけでありますので、その間に休憩所というのですか、本当に休むところがないのが今の実態ですので、今度調査をさせていただく中でですね、今ご指摘いただいたように空き家を利用して案内所なり、あるいはその休憩所、そしてというような場所をですね、設定していくことは考えていかなきゃならんだろうと、そのように思っておりますので、調査の結果を待ってですね、ご指摘いただいたような、ご提案いただいたようなことも、こう考慮に入れながら進めてまいりたいと、そのように思います。

**○議長（北岡 泰）** 答弁終わりました。再質問ございますか。

辻井議員。

**○8番（辻井 成人）** よく調査をしていただいてですね、この間に、また調査の期間中に色々なことも考えていただいてやっていただければいいんやと思います。そのようお願い申し上げておきますけども、先ほどちょっと伊勢神宮の過去に例にない1,300万人という、参拝客のお話をさせていただいたんですけども、これなぜか色々考えたりしておったわけなんですけども、パッとこう新聞を見たときにですね、そこに伊勢市のコメントが書いてありまして、伊勢市としてはとにかく伊勢市の商工会議所、それと観光協会、それとあと民間企業の方々との協力のもと、20年前よりか今年はものすごく人がいっぱい来てくれたと、そういう協力の中でですけども、一番効果が大きかったのがやっぱりマスコミに宣伝効果を頼っていた。マスコミも乗ってくれたということ

すね。そこら辺がすごく良かったという評価をしております。

じゃ明和町もどうなのかということあるんですけども、政治が生き物である以上ですね、伊勢神宮の例でもありますように、20年前より今年の20年は本当にそんだけの人数が1,300万人という参拝客が来たわけですから、何も今日言うて明日齋宮跡がすごく良いようになるというお話ではないんでね、10年後、20年後にですね、本当に今言われておる参拝客がですな、1,300万人来たら130万人がここへやって来るというようなね、まちづくりの構想を持っていたらええんやないかなと、それが本当に行政のやる姿だと僕は思うんですけども、先行きについては色々な考え方もありますけどもね、どうですか、何事でもそうですけども、ちょっとこう論点変わりますけどもですな、孔子の論語にもあるようにですな、一人で考えても無駄な時間が過ぎていくということですね、行政にとってもですね、行政だけで考えるのではなくて、やっぱり広くいろんな人からいろんな意見を聞いたほうが、僕は町の活性化にはなるんやないかなと考えております。

これが次世代の町おこしにつながっていく一番の大きな課題だと思っておりますのでね、そういうアイデアをですね、さまざまな人からいただくことが、町長としての一番の役目じゃないですかね。簡単なちょっと事例を引くとですね、アメリカでは観光とは違いますけどね、アメリカで原油の流出の事故がアラスカ沖であったときに、17年間それが良い結果を見なかったと、回収するのに。原油回収機構というのがあるんですかね、そこで色々やったわけなんですけども、あまりパツとしない。そこでですね、2週間ほどインターネットで公募をして、数千のアイデアが集まったと報道されておりますけども、その中の一つが採用されて、それが本当に綺麗に除去できたという結果があります。

その点から考えますとね、やっぱり難問題であれ、何であれ、ちょっと広く今の時代ですな、公募して、皆から意見を聞いてですな、行政の問題点を考えていくことが、一番の地域の振興政策につながってこないかなと、私は考えておりますのでね、その点も頭に入れておいて、入れてもらってですね、これか

らの町おこしの政策に生かしていただきたいと思いますので、それをもって私の一般質問を終わります。

**○議長（北岡 泰）** 以上で、辻井成人議員の一般質問を終わります。

---

**○議長（北岡 泰）** お諮りします。議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（北岡 泰）** ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

10分まで。

（午後 2時 00分）

---

**○議長（北岡 泰）** 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 10分）

---

## 12番 田 辺 泰 宏 議 員

**○議長（北岡 泰）** 4番通告者は、田辺泰宏議員であります。

質問項目は、「学校職員の駐車場について」「公共事業の展望について」の2点であります。

田辺泰宏議員、登壇願います。

**○12番（田辺 泰宏）** ただいま議長より登壇の許可を得ましたので、ただいまから一般質問をいたしたいと思います。

災害時の学校職員の駐車場について、特に明星小学校の職員、その他来客や

公民館使用者用のために、明和町が借用している駐車場がありますが、夜はこの駐車場まで小学校、あるいは幼稚園から200mぐらい歩いていくのが、不審者のことを考えると不安であるため、ほとんどの女性の職員は玄関の横にへばり付くように駐車しています。これでは震災のときに上から物が落ちてきたら、車のガソリンスタンドが壊れて火災を起こす危険もあります。そのため職員は校舎に近いところか、隣接の土地を購入して安全な場所に駐車場を完備してほしいと関係者は切望しています。

明星地区以外の学校関係はすでに駐車場が完備しているようですが、明星地区もこのような校舎から離れたところに駐車場をつくったほうが安全であると思います。曙幼稚園の場合も送り迎え用の駐車場も必要であり、さらに職員の駐車場が必要であります。ここも校舎にへばり付くように駐車しています。やはり職員の駐車場が必要であります。そのため隣接の南側の他の田んぼの所有者が、3年も前から町が曙幼稚園の駐車場を探していると聞いたので、毎年のように隣接の土地の所有者は町の関係者に個人には売りにたくない。曙幼稚園には子どもも世話になったので、是非曙幼稚園のために使ってほしいと、町の関係者に申し込んできました。前野池の場所も予算も決まってしまいましたが、曙の幼稚園の敷地がこれだけ面積があったら、将来こども園にもなると言われたように思います。この約500坪を貸してもよろしい、無利は言いません。町の言う値段で結構ですと言ってきました。

その後、町の関係者が駐車場を探して離れたところの今の借用地、約200坪を駐車場にしています。この駐車場を借りるぐらいなら、どうして曙幼稚園の南側の約500坪の土地を町の思う条件で提供したいと言ってきましたので、そのときこども園の敷地もこれだけあれば十分ではないかと思ひ、さらに曙幼稚園に使ってもらえるものと望みをつないできました。つまりどうして今、進めている予定地は不便で安全が確保されない前野池を、明星こども園に町が決定してしまったのは、別の取り引きがあったのかわかりませんと、隣接の所有者が言っています。

この曙幼稚園の南側の所有者の曙幼稚園のために使ってほしいという強い意思を無視して、前野池に設立予定地を決定することになったのですか。すでに議会では多数決で決められましたが、議員としてはこれに反対するわけではありません。こども園に関する重要事項の説明をしないで、隣地があったのに虚偽の内容で執行部が原案を出して、これを基にして議会が採決したことになりませんか。町民に対する不信感は払拭されたと言えますか。

さらに、どうして町の設立予定地の方針の変更を、地域住民や関係者や送り迎えの人々や地域の自治会連合会等で、安全対策についてのアンケートや事前の検討会や地区懇談会等一切行わないで、しかも議会でも町長執行部から建設予定地の安全対策について取り上げることはなかったように思います。今の安全が確保されない前野池に決定したのか、今後のためにお尋ねします。

この前の一般質問で教育課長が、曙幼稚園の敷地は西側には明星神社があり、もうこれ以上土地がないので拡張できません。その他の理由もあるが、そのため前野池になったと回答しましたが、隣接の約500坪の土地を提供したいという土地所有者と、利用してもらえなかったことによって最適な土地をどうしてかリスクの高いほうの前野池を選んだ理由を説明してもらわないと、明星地区の住民が安全で安心である子育て支援のできる大きな利益を受けることができなくなり、明星こども園の安全・安心が確保されなくなった明星地区住民に対して、議会で決まったが、残された町民の疑問に答える意味で、拡張する土地が現実にあるのに土地がないという疑問のある説明に、住民にわかるように今後のために町民に説明責任を果たしていただきたいと思います。

次は、質問だけ最初にさせていただきたいと思います。

明和町の再生可能エネルギーと、今後の公共事業の展望についての方針を聞かせてください。そこで、明和町における今後の独自の再生可能エネルギーと共同事業について提案します。若者の雇用確保と65歳以上の人を優先的に雇う公共事業について、a. 明和町の現況は地場産業もなく漁業も農業も衰退をして、特に近辺の市町に比べて働く会社や企業がなく、当然若者の学卒後の定着

率が低く、30年前にできたいくつかの大きな団地の住民の65歳以上が8割を占めている状況であります。

b. 町内の土木工事や住宅やマンション建築や公共事業で、他の市町の業者が入ってきて、主な事業をしていることもある。そのため地元の業者が連携不足、技術者不足で育っていないことも、町内産業の衰退の原因であると思われます。これを改善するためには、今の町内の中小企業を公共事業に組み込むことで、緊急に養成して次第に公共事業の主役にすることが必要であると考えます。現在の明和町は公共事業として一部の道路工事や下水道工事を残しているだけで、その他の公共事業で住民に密着した事業の予定はあっても着手していないのが現状であります。そのため継続した町全体としての公共工事が少ないため、インフラ整備の関係業者の廃業や倒産も出ています。町財政は少子化で超高齢化が進み、ほとんどの若い家族の家計は苦しく生活に追われて税金の滞納も増え、今の制度では税金が払えなくなり、年金生活者からの個人住民税が主な自主財源になり、町財政は医療保険関連の町負担が膨れ上がり赤字財政に向かい、このままでは緊縮財政になるつつあると思われます。これでは住みよいまちづくりにはほど遠い町政であり、これを打破するために緊急の町財政改革が必要であります。

この課題を解決するために、明和町の地理と環境を生かした再生可能エネルギーの開発のための公共事業共同公社をつくり、若者の雇用と必要対策のために共同事業として実現することが、今後の明和町が発展していく道であると思います。再生可能エネルギーとして電気と水の地産地消の公共事業について、明和町の公共事業として今後の開発が可能な部門としては公共事業公社で、太陽光、水力、ごみ燃料、観光公社を設立する。雇用促進のための公共事業が継続すると、明和町のすべての電力と飲料水を公共事業共同公社で賄うことができると思います。

公共事業については、1番、晴天時は太陽光発電で発電をする。雨天時は燃料電池の基地としての発電をすると、それですべての公共施設に太陽光発電装

置を設置する。全天候型発電で明和町の必要電力量の3分の1を賄うように計画する。

2番、宮川用水を利用した小水力発電部門、明和町池村から新茶屋までの幹線導水路に5箇所の小水力発電所を設置する。他県では農業用水を利用していくつも実現している。特に宮川用水は全国的にも特に流量が多いと言われている。これで明和町の必要電力量の3分の1が賄えるようにする。

3番、宮川用水を利用して明和町全域で浄化する上水道、飲料水部門、明和町のすべての家庭の飲料水をこれで賄う。現在の地下水の汲み上げは不純物が増えてきて、地下水の飲料水としての利用は難しくなってくると思います。さらに宮川用水を浄化して、斎王の水として販売と非常用飲料水とする部門、明和町の観光特産品として日本一の清流斎王の水として商品化して売り出す。非常用飲料水としても保管が便利である。

日常生活のごみを燃料として活用するごみ燃料発電部門、現在、広域清掃組合の共同焼却場ではごみを燃焼して捨てているので、熱量を無駄にしている。明和町独自のごみ燃料火力発電所として活用するため、再生エネルギーとして有効活用ができる。現在の負担金や維持費を大幅に削減できる。明和町の必要電力使用量の3分の1を賄う。

それからさらに、観光開発部門としましては、明和町の現在の斎宮跡と、それから歴史博物館、それから大淀、それから明和町の大仏山というふうに、明和町の観光ルート化をする。明和町斎宮博物館を中心とした斎王斎宮の当時の施設の見学、ボランティア案内付きが1番としまして、2番目は、日本と世界中の祭りの踊り会館、大淀地区をつくり、主に観光客用の産地直売、昼食レストランを附属施設としてつくって、観光地としての付加価値を高める。3番目、大仏山公園近辺に第二のなばなの里公園をつくって、観光ルートにすることを提案いたします。

この提案についてどのように考えられますか、町長や関係担当者の考えをお聞きしたいと思います。明和町の緊迫財政から考えて、明和町の観光開発から

展望を開かないと、明和町の将来はないと考えますが、町長と関係者のお考えをお聞きしたいと思います。まず最初からの質問にお答えを願いたいというふうに思います。1番の質問からお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問が終わりました。

田辺議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 田辺議員から、ただいま質問を受けたわけですが、質問内容について通告外と思われるので、質問の趣旨について確認をしたいと思います。議長、許可願います。

○議長（北岡 泰） よろしく願います。

○教育長（西岡 恵三） 田辺議員は、学校職員の駐車場場所についての質問が通告をされておりましたけれども、今の質問の中でいきますと、駐車場の問題なのか、それともその曙幼稚園の隣接する南の土地のことについてなのか、それから以前からおっしゃられている活用のこども園の土地に変わっていった内容についての質問なのか、ちょっと趣旨についてお願いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員、願います。

○12番（田辺 泰宏） ただいま教育長の質問ですが、まずですね、その駐車場についてはちょうど3年前に、明和町のその明星小学校、幼稚園の職員から、町の教育関係者も駐車場がないので何とかしてほしいという要望は受けておるといことも聞きましたし、前からそういう住民からも何度もお願いしていませんということで、検討をしておりましたところ、その曙幼稚園の南側の隣接地500坪についての所有者が、それなら私とかがどうぞ幼稚園のためならいくらでも値段は言いませんということであったわけです。ところが、その前にですね、その前にその駐車場をそれももちろん関係あるんです。駐車場をお願いしておったところが、借用の駐車場を明和町が手配してくれて、今も借用地なんです。

ところがこの借用地というのは、ご存じの、いつその家族が帰ってきたり、ここへ息子さんが家を建てるんで明日から退いてくれと、こういう危険性とい

うか、心配も十分あるわけです。であったら、そういう不安定な駐車場ではなくして、幼稚園の南側やったらいつでも使ってくださいよと、それが一つですね。そこから入って、結局それと関連をして、今度はそれならそういう話が3年ぐらい前にあるならば、その駐車場にするだけの500坪あれば、これで今の曙幼稚園と足したらね、十分将来の明星こども園の敷地としてはね、間に合うというふうに我々も色々と耳にしましたが、それでは足りないということで前野池を探されたのか、場所が悪いで探されたのか、私としては絶対費用対効果も考え、あるいは町民の送り迎えとか父兄の色々意見を聞かれたら、絶対にそれは前野池じゃなしに、曙幼稚園のところ広くなるんやったら、そのほうが安全ですと、送り迎えもおじいさん、おばあさんしてほしいので上等な場所ですと、こういうことであつたので、そういう意味です。関連があります。

○議長（北岡 泰） ということですので、教育長よろしくお願いします。

教育長。

○教育長（西岡 恵三） 関連があるということでございますけれども、どれを趣旨として考えたらいいかということでございましたけれども、曙幼稚園の南側の土地ということで、3年前から持ち主が役場の関係者の中に話をしてきたと言われますが、一切、そういうことは私どもに承っておりません。ということをお願いしたいと思います。一切承っておらないので、どうしようもないということでございます。

明星小学校の隣接する土地駐車場させていただきましたのは、やはり曙幼稚園と明星小学校の中間点ぐらいのところの良い土地があるかどうかで、今、あの土地をお借りして、現実的には昼早く帰る職員がおります。その方々の駐車場として確保して、それでまた曙幼稚園の保護者の送り迎えにも利用していただくという土地として、中間点に借用したということでございます。南側の土地の関係については、その所有者からは一切使ってくれという、役場関係者のほうへは私どもは聞いておりませんので、ご確認だけお願いします。

それからつなげて前野池の話もあるということですが、当初から曙幼稚

園の敷地の周辺に明星こども園を建設するという考えは全くございませんでした。町長が申してもらったように、その暁、曙の合併して、（仮称）明星こども園をつくることは別の土地にということのほうで考えておりましたので、一切曙幼稚園の隣接する土地をどうしようという考えは最初からございませんでしたので、その旨を申し述べていきたいと思えます。

もう一つ言い忘れてましたけれども、職員の駐車場が校舎の近くへばりついてあるという問題がありましたけれども、それによって震災時に落ちたときには大火災が起って、災害が起こるのではないかという、まだ私どもはそこまで考えたことがございませんし、そういう事例というものが確認はされておきませんので、駐車場が広ければ広いほど良いと思うんですけども、この役場にしても中学校、小学校、幼稚園、すべてのところについてもそういう状態があります。議員がこれは危険なんだ、こういう事例があるということであれば、また私どもにも教えていただきまして、別のところも駐車場探さなければならぬかも知れません。現在のところ、そういう危険性は考えておりませんので、現在では今の駐車場を利用して、職員の駐車場としておきたいと思えます。

ちなみに申し上げますけれども、曙幼稚園、明星小学校だけが別のところの駐車場を確保をできたというところでございます。以上です。

**○議長（北岡 泰）** 次に町長、公共事業の展望について、もう続けて答弁したってください。お願いします。

**○町長（中井 幸充）** 公共事業の展望にということで、いくつかご指摘をいただきました。これは田辺議員、以前にも色々のご指摘をいただきまして、一定のお答えをさせていただいておるというふうに思っております。

まず、一つは再生可能エネルギーのということの中でですね、まず太陽光発電ですね、公共施設に全部設置をしたらどうかということでございますけれども、それらについてはですね、田辺議員がおっしゃるように3分の1賄えるのかというと、賄うことはできません。こう私どももですね、ちょっと試算を試みたくは思いますが、これは電気事業連合会によりますと、一世帯当たりの

年間消費量の電力は約3,400キロワットアワー、1年間でですね。で、明和町の世帯数が約8,500世帯ですので、単純計算でいきますと、年間の使用料が2,890万キロワット、太陽光発電に換算しますとですね、28.9メガ、その3分の1が9.6メガとなりますので、1メガソーラーの発電装置を設置するのに、最大で200ヘクタール前後のいわゆる敷地が必要になっております。9.6メガとなりますとですね、19.2ヘクタールの敷地が必要となりますので、公共施設でその電力を賄うというのは夢であってですね、いわゆる現実論ではないということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、宮川用水を利用した水力発電部門ということでございますが、これは以前にもお答えをさせていただいておりますが、私ども宮川用水土地改良区として、平成22年に実は、ご指摘の点はよくわかりましたので、農業振興再生可能エネルギー導入支援事業ということで、農業水利施設利用小水力発電導入促進というところで、宮川用水さんのほうでですね、概略設計を実施をさせていただきました。当時の売買電力価格は40円程度でございましたけれども、現在は40円程度ですけれども、その当時の売買価格は10円でございました。設計転換等から算出しますと、その売電の原価がですね、250円から300円程度かかるということの中でですね、いわゆるその発電やっても効果がないというお話でございました。

そしてまた、ご案内のようにですね、宮川用水は農業用水でございますので、現在のところの水利権として発電用にするということは、到底考えられないわけでありまして、宮川用水の管につきましては、今までは開削路でしたけれども、今、パイプライン化になりまして、全部地中に埋まっております。それと農業用水が動くのは夏場だけでありまして、水が要るときだけでありまして、それ以外は水が流しませんので、年間を通じての発電ということにはあいなりません。したがって、そういうことをご理解をいただきたいと、そのように思います。宮川用水として検討はしましたが、実施をしないという、そういう結論にあいなっております。

それから、ごみの問題でありますけれども、ごみを燃やしてという話の中ですけれども、ごみの総量から逆算しますとですね、例えば現在は大体ごみの可燃物等々が、伊勢広域に搬出されるのは年間約6,110トン、これを焼却をしております。この熱量をですね、いわゆる計算をしましても、約90世帯の年間世帯が消費する電力しか発生しないという、そういう結果になっております。これにつきましてはですね、平成19年の2月に策定をしました明和町の地域新エネルギービジョンにおいてですね、明和町の可燃ごみを焼却した場合の利用可能能力の電力量を推計しておりますので、またご覧になっていただきたいと、そのように思います。

そして、ご承知のようにごみはですね、伊勢市、玉城、度会と共同処理を行っております。当然発電量、そういったものについてですね、色々と考えていく必要ではあるのかもわかりませんが、ごみ発電の導入につきましてはあまり効果的ではない、あるいは今の現施設を改造してということの中では、非常にまたお金がかかるという形の中では困難との評価をしております。

一般的に一般廃棄物を対象とされる、その廃棄物の発電はですね、ある程度大きな規模を持つ焼却施設でないと難しいということが言われております。町が排出する、また1市3町合わせたごみの量だけではですね、それだけでも明和町の必要電力の3分の1を賄うことは、不可能であるという検証結果が出ておりますので、その点もよろしくお願いをしたいと思っております。

それから、観光面で色々のご提案をいただきました。テーマパークを設けて、それなりにやったらどうねというご提案だというふうに思います。田辺議員の色々なお考えの中での一つのご提案ということで受け止めさせていただいて、コメントのほうは今、辻井議員の質問のときにもお話申し上げましたように、町としては斎宮跡をまず中心として、町の観光基本計画に基づいて事業を進めていきたいと、そのように考えておりますので、どうぞよろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺泰宏議員、再質問はございますか。

田辺議員。

**○12番（田辺 泰宏）** 町長の回答の中で二つだけ漏れておるように思うんですが、ということは、宮川用水を利用して明和町全域で浄化する上水道、飲料水部門のですね、これはどういうふうにお考えになっておるのか。あるいはこれを斎王の水として再浄化して、これを明和町の特産品としてですね、斎王の水として観光地で売り出すと、これについてご回答願いたいと思います。

**○議長（北岡 泰）** 町長。

**○町長（中井 幸充）** 宮川用水を飲料水として活用してはどうかということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、宮川水系の宮川における水利用の規定につきましては、国土交通大臣より、いわゆるかんがい用水としての使用ということで許可を得ております。したがって、飲料水として利用するにはですね、新たに飲料用水の水利権を得なければなりませんので、今、宮川の水利権につきましては内水面漁業、あるいは工業用水、あるいは発電用の水とかですね、色々権利が絡んでおまして、新たにその飲料用水としての権利を獲得するというのは、町独自ではとても至難の業でありますので、そういった点でご理解をいただきたいと思います。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺議員。

**○12番（田辺 泰宏）** 今の町長の発言の前にですね、教育長言われたことについて、ちょっとまだ同じあれですので、再質問したいと思います。大事なところですので回答願いたい。そのあとでまた町長に対する再質問をお願いします。

ということは、しつこいようですが、明星地区にですね、この認定こども園ができることがほぼ確定をしておるわけですけども、私が町民の中をですね、しょっちゅう隈なくと言うていいぐらい歩いて、色々のご意見を聞いていますと、明星地区に教育行政上の大きな禍根を残すことになるかと。

○議長（北岡 泰） 田辺議員、こども園についてはあなたは質問項目としてあげていませんので、関連して質問されましたので教育長に答弁を求めましたが、認定こども園の質問は、今回質問項目にあげておりませんので、お取り止めください。

○12番（田辺 泰宏） そんなら、この明星地区にですね、このこども園ができることについて、これから参考にしたい、これからもできるかもわからんほかで、そのようなことに対する意見を述べたい。

○議長（北岡 泰） こども園に対しての質疑は止めてください。

○12番（田辺 泰宏） いやいやそれは止められません。ということは、これはこども園のことと、今、僕がやっておるのは連続しておるわけですよ。回答されたことに対する再質問しておるわけやで。

○議長（北岡 泰） 駐車場の話から一遍ゆっくりやってください。

○12番（田辺 泰宏） 駐車場はですね、どうしてそしたら、借地で今も続けられておるのか、これは非常に町民、あるいは利用者にとっては不安な条件になっています。これはいつここをですね、撤去してくださいと言われるかもわからんです。これはもう十分明星の転輪寺の横が公民館の駐車場としてお借りしておったけど、山田病院さんがですね、あそこへ薬局を建て、あそこはもうできるだけ使ってもらいたくないんやということで、公民館としてはあそこは使えなくなりましたので、そういうふうな非常に厳しい条件にあると思います。それについてお答えを願いたい、それじゃ。

○議長（北岡 泰） 話がちょっと変わってますので。

○12番（田辺 泰宏） 借用地について、どうしていつまでも借用地なのか。

○議長（北岡 泰） まずは学校職員の駐車場についての質問事項ですので、そこについては災害時、震災時に危険やという話から質問項目あげてもうてますので、そこから始めてもらわな。

○12番（田辺 泰宏） わかりました。そしたら明和町の明星小学校、あるいは幼稚園にへばり付くようにですね、駐車されておると、これは私が今申し上

げた上から物が落ちてきて、ガソリントankが爆発して大事故になるというのが一つと。

それから、災害時にこう校舎が揺れます。そして一般的には広い運動場に逃げなさいと、こういう指示があると思うんですが、運動場に逃げられない場合は駐車場のほうへ逃げなければいませんが、そこにはもうばっちりです、へばり付くように駐車されておいたら、その逃げる道がふさがれておるわけです。災害防止として車がなかったら助かるのに、あるためにですね、命が助からないという場合はどういうふうか、そういうことも考えられて、そのへばりについても別に構わないというふうにお考えられておるのか、これも災害防災の件ですね、やはり逃げる道も両ほど確保してやらなければならないと思うんです。こちらへ行けと言うてもこちらへ行けない場合、こっちが逃げられなかったら大変なことになります。そういうお考えについて、そんなら教育長にお願いします。回答。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 惠三） 必ずですね、二方向への逃げる道というものは、確保しているということで確認はしております。車によって出入り口をふさがれておるといふ事実というのではありませんので、その辺だけは、ご確認をお願いしたいと思います。へばり付いているのは校舎の壁面でありまして、出入り口に対してそういうことはございませんので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） 教育長は、私はちょっとまだ理解されておらんと、へばり付いとって出入り口やなかったも、窓を破ってでも出やんなら場合が出てくるわけですよ。で、窓から出たときに前にダーッとへばり付くような自動車があったらどうしますか。なかったらそこへ飛び下りて行けるのに、自動車があるために降りられないとかですね、ケガするとか。だから、それは離れてお

ったら何メーターか離れておるところであれば、そこへ逃げられます。そういうことを言うておるんですよ。

入口に停めてなかった。当たり前と言うたら失礼やけど、入口は人がしょっちゅう出入りせないきませんから、入口に停める人はおりませんが、窓の側へへばり付いて置いてあったら、窓が破ってですね、窓を破って出やんならん場合、あるいは破れた窓から逃げやなあかん場合、そういうときに車がダーッと何台も密集して停まっておったら、これは防災どころかですね、これによって災害が増えると、助かる者も助からないんということになると思うんですが、これについてお答えを願いたいというふうに思います。

**○議長（北岡 泰）** 田辺議員の再質問に対する答弁、答えていただけのでしたら、教育長。

**○教育長（西岡 惠三）** そういうところにはまだ停めてないというふうに、私は確認するんですけども、それを言い出すともう切りがないように思うんです。で、どこへ停めてもあかんということにはならないかなという気がします。離れておったら良いかという問題じゃないと思うんです。離れておったら良いというんでも、それが道路の道やったら逃げられませんかし、その辺も言われてきたらとことん、じゃ車の駐車するところは、ほとんどなくなってしまうというふうになっていくような気がしまして、ちょっとその質問に対しての回答は難しいと思います。

今の現状でいきますと、窓から避難、逃げやなあかんというような場面での避難訓練も一切してませんし、やはり子どもを安全に逃がすための訓練は、やはり教師がきちっと指示したような方向性をとって二方向、または三方向もございまして、そういう逃げ方をするというのが今、原則的にしております。個々に子どもが窓から飛び下りていくという場面は、決してないというふうに確認をしておりますので、その点をご心配をおかけしないようお願いいたします。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） どうもその教育長は、その私の窓から逃げるということに対して、実際の震災のときにも窓が割れてですね、そこら逃げなければいけないという状況起きてくるんですよ。それは窓を破ってでも逃げやなあかん場合もあります。そういう場合の想定は全くないというのはおかしいので、それは私ね、今日これ考えてきたんやけど、あまりにもその危険をですね、私の危険を述べておってもですね、これが全然わかってもらえない。

難しいかもわかりませんが、これ難しいかもわかりませんが、言葉は難しいですが、ちょっと見てください。こういうことがこれからは絶対問われると思うんですよ。これはどういうことかという説明させていただきます。未必の故意というんですね。故意にですね、未必というのはどういうことかと言うたら、誰が考えても常識的に危険や安全が確保されないような状態がわかっているにもかかわらず、それを安全措置をとらずにですね、放っておいたために災害が起きるという場合、それが未必の故意なんです。これはちょうど過失という言葉ありますね、過失。過失致死とか、過失というのはご存じの全然殺す気はなかったけど、何かの拍子に相手を殺してしまったと、こういうことなんですよ。それとまるっきり対応する言葉なんですよ。

こういうことがですね、もし起きた場合、教育長のような考えやったら絶対起きません。絶対窓の側へ車止めてもよろしいということであつたらね、もしそこでこういう事故事件が起きた場合、これになると思うんですよ。今、絶対安全とは言えないと思うんです。窓の側に止めておいたら逃げられませんから、子どもたちは窓から飛び出して逃げたいんです。我々も関係ないけど中学校のとき、地震のとき、窓を破って窓から逃げたことがあります。そういう場合もあるのに、その逃げたときにはわざと退けられる車を停めておいて、それがちょうどそのために車の上へ乗っかってボンと落ちた、それで頭打ってケガしたとか、あるいは地面やったらケガせんと降りられたのに車いっぱいやどこへ降りたらええんやって車の上に降りたら、これは大変なことになります。

こういうことが私これやと思うんですよ。できることなら常識的に安全を確保しておく、わかっておるにもかかわらず安全を考慮しないというのは、この未必の故意になるんです。これは私がつくった言葉やありません。法律的な用語として辞書にも十分載っておりましたし、また調べていただいたらいいかと思うんです。そういうことで、これについてちょっと教育長の回答お願いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 未必の故意というのは私も知っています。

ただ、田辺議員言いますように、具体的にですね、どこの学校でそういう窓のところに停まっているかというのを、教えていただけること一つあると思うんですが、その田辺議員がおっしゃったように未必の故意というのは、ほとんどの人がですね、これは常識的にそうなんだということをおざなりにしていったら、その未必の故意ということが発生すると思うんです。例えば階段で降りていく人に、上から降りていくのに、一緒に降りてきた人がポンと肩で……たら落ちるのは当然、これは皆知ってみえると思うんですけれども、そういうほとんどの人の方々がそういうことが起こり得るだろうということの中で、未必の故意というのが発生するというふうに、私は理解しております。

ただ、窓を開けて逃げたらええやないかといったら、それをへばり付いておる車のボンネットに飛び乗ることもできるし、それ近くなるしということもあるし、そんなことも考えると具体的にですね、危険であるということを示していただければありがたいと思っております。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） どうも教育長、その辺の防災についての理解は、車があるのとないのとですよ、窓際に。もし災害が起きて地震が揺った場合、子どもたちはその、さっきも何遍も言いますが、グラウンドへ逃げなさい、こっちへ逃げなさいと言っても、こっちが逃げられない場合、こっちへ何かが倒れて

行けない場合、どうしても駐車場のほうの窓にへばり付いておるこの窓から、割ってでも逃げやなあかん。そのときに車があるのとないのとどんなに違うかということですよ。あるがためにですね、その車の上にドーンと飛び下りてでもやるんか、あるいは地面に降りたほうが安全なのか、車の上に乗ったらですよ、大体滑ってポーンと頭打って落ちると思うんですよ、ツルツルですから。

そういう障害物の上に乗ってですよ、ケガせんと出るということのほうが、絶対難しい。それやったらその駐車場を2 m、3 mでも離れたところを駐車していただくとか、それがなければその新しいところへ駐車場を買ってもうとかですね、そういうことを言うておるんですよ。で、教育長はどうもそこまで理解されてないので、私は非常に残念です。そういう防災をですね、やはり学校関係もそこまでこれから踏み込んで考えていくのが、これは明和町の教育行政やと思うんですよ。この海岸に近いところであり、大淀小学校は津波が来たらほとんどの人が災害にあうだろうと言われてます。それが窓が破れて車がいっぱい止まっておったら側に、車のために逃げられない。これはもう絶対あります。これを調べてこいとかですね、調べてきてくれとかというのは、僕はこれはちょっとおかしいというか、教育長自身はですね、私は教育課と一緒に調べていただきたい。それから回答していただきたいと、逆だと思います。以上です。

**○議長（北岡 泰）** 田辺議員の質問に対する答弁、教育長。

**○教育長（西岡 恵三）** 窓の外にという、教室を考えると思うんですけども、そのへばり付いてやっている駐車場というのは、明星小学校が近くでありますので、明星小学校で言えば理科室、理科室の西側ですか、東のほうは違いますから、西側のほうが関係するということに思います。中学校であれば廊下側でするので関係がないかな。斎宮小学校でいけば駐車場がへばり付いておるのは、教室の廊下の2 mも3 mも離れてこっち側やということと、下御糸小学校も全然関係がないということと考えますので、あと修正は関係ないですね。明星小学校の理科室の関係だけぐらいで。だからできるだけ離れた場所に駐車場を確保したところがございます。

現実的に確保しているのは、学校で言えば明星小学校だけがほかのところに駐車場を確保させてもらいました。あと一つ上御糸小学校も理科室の壁にもありますので、そここのところをまた確保するために、ちょっと近くの土地を考えているところがございます。そういうふうにして今の現実は頭に入れておるんですけども、議員がおっしゃりたいことは、やはり学校の駐車場をきちっと確保せえということと理解いたしますので、また上御糸小学校についても駐車場の確保を何とか考えていきたいなというふうに思ってます。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） 以上、これで、これ以上やっておっても始まりませんので、町長の関連質問でよろしいか。

先ほども町長が言われました、その私の将来計画について、で、これは明和町がこれからですね、何度も先ほども言われましたように、伊勢神宮へその1,300万人が観光客が集まると、その中で10分の1でも明和町へ観光客が来てほしいというような、そういうお考えの中で、私はこの今言いました日本と世界中の祭りの踊り会館をですね、明和町の大淀へつくっていただいて、産地直売レストランをつくり、そこで観光客に昼食をしていただくと、そのとき私の目標として土曜日には200台、日曜日には300台ぐらい来てもらおうと、こういう計画で、この明和町の大淀にですね、祭りの踊り会館、テレビでも最近祭りの踊りというのは非常に盛んになっていますが、国内の踊りはもちろんのこと、ハワイのフラダンスとか、そういったものもやっていただくようなパビリオンもつくっていただけたら、ここにですね、観光バスがやって来て、あっ、こんなところでいつでも見られるんかと、こういうふうなことで観光客を明和町に誘致すると言いますか、誘客すると言いますか、その私は大きな一つのテーマやと思うんです。

ほかのテーマはえらい失礼ですが、例えば伊勢参宮街道整備して、そこへ来てもらったええと言いますが、そこへバスが200台も来るような、そんな伊勢

街道やないと思いますよ。ほかもいっぱい色々あるけども、やはりまとまってバーンと200台ぐらい来ていただくような、そういう場所があるのはやっぱり大淀しかないです。しかも安いと言ったら叱られますが、ようけこう荒れてますから、失礼な話やけど、残っておる土地も、残っておると言うたらおかしいですが、工業団地の残りもあると思いますんで、そういうところを利用してですね、観光地にされたら良いと思うし、ついでにもう言うて終わりますが、もう一つ、これはもう観光について、絶対に観光で生きていかなあかん明和町であるならば、この観光地としてですね、私は大淀の海苔取り業者、あるいは貝採りの舟を持っておる方、これはもうぐんぐん減ってます。ということは海苔も採れやん、貝も採れやん、こういう大淀の漁業になっています。この方たちに私は生きていく道を考えてんです。

これはちょっと書く時間なかったんですが、それはというのは、大淀の海水浴場のテトラポット置いてありますが、それから沖へ200mぐらい沖のところに浮き栈橋、浮きでずっと浮いてですね、尾鷲とか熊野へ行かれると釣の好きな方は海釣りでご存じやと思いますが、海の中にですね、こういう大きな浮きの囲んだ、そこへ舟で着けていただいてですね、そこで釣り堀できる。その中には当然網が張ってありまして、タイとかヒラメとか、タコとかですね、何でも釣れるんですよ。それでしかも一人大体高いです。一人大体3,000円から5,000円ですが、それでもバス1台で来たら安いですよ。負けていただいて安いとか言うてました。

そういうことで、そういうことも大淀の漁業者を救うと同時にですね、観光地の事業としてね、これからやっていったら、それによって観光収入も入るし、漁業者のその今貝採りの仕事ない、貝は売れやんとか、採れやんとか、そういう悩みもですね、徐々に解決されるんじゃないかなと思うんです。それは陸にある釣り堀ではもう駄目です、これは。海上の釣り堀センター、明和町。ということはそこら漁業者が4人なら4人をお客さんを乗せてそこまで連れていくんですよ。で、釣り堀して2時間ぐらい釣ったらまた迎えに来ますよと、こう

いうやつなんです。これを明和町の観光開発のですね、その両方と一挙両得だ  
と思うんです。漁業者も助かる。それから釣り堀収入も入る。観光収入になる。  
こういうことをやっていただきたいなと思いますので、最後に町長のお考えを  
お聞きして終わりたいと思います。お願いします。回答というか感想。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 現在、田辺議員がおっしゃりますようにですね、漁業  
者の皆さんもですね、今、海苔やアサリ漁業で一生懸命頑張っておみえになり  
まして、もうその衰退だとかどうとかいうようなことは考えておみえにならな  
いと思います。そして若い人もですね、やっぱり漁業やっていこうということ  
で、今、若い人たちもですね、いろんなさまざまな工夫を凝らす中で頑張っ  
てみえます。

そういう意味でですね、漁業が不信のときに代用策としてそういうことも考  
えられるというふうに、ご提言でありますけれども、伊勢湾内の内面でですね、  
そういう養殖漁業が釣り堀ができるのかどうかですね、ちょっと私としては疑  
問に思います。よく釣り堀等々でやられているのは、こう島があって波がある  
程度穏やかでですね、汐の流れ、いろんな条件が整ってこそ初めてそういう釣  
り堀ができるんだろというふうに思ってます。

伊勢湾内ですね、釣り堀やっているというのを、この伊勢湾沿岸で聞いた  
ことがございませんので、そういったところは田辺議員のですね、ご提案とい  
うことで受け止めさせていただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） 今、漁業者がですね、町長が言われましたように、ま  
だそんなに暇で収入がないということではないと言われますが、私はそのお考  
えはですね、ちょっと色々私も親戚もあるし、そういう業者にも聞いてますが、  
もう海苔も採れやんし、当然貝も採れやん、安いし、何としたりええんやとい  
う人が多いと思うんです。それはちょっと町長が今言われたような、今、何に  
も不景気やないと言われるのは、ちょっと的外れやないかと思います。

もう一つ、それでやはりですね、この内水面とか言われますが、私の考えておるのは、その浮棧橋でありまして、そこに一時タイを入れて、あるいはヒラメを入れて網でして逃げないようにして釣り堀にするんです。それでそのままそこに放っておいたら、これは当然ですね、タイやヒラメの生きていく海水じゃないかもわかりません、大淀の水はね。そしたら死んでいくと思うんですよ。明日の朝になったら皆死んでおるかわからん。そういうことじゃなしに、それをその釣り堀が済んだら、夜まさか来る人は少ないと思いますので、夕方にそれを網をあげてですね、そしてそこに生きたまま何かカゴに入れて、それでまた生け簀へ持ってきていただいて、また次の日、あるいは天気の良い日に観光シーズンのときに、それを舟で引っ張って、浮棧橋を引っ張って二つか三つのですね、海上釣り堀センターをつくると、そうすればもし台風の時にもバツと台風が来て、それを流された、被害出たと、そういうことにならないように、台風が来ておるというのであればそれを引っ張ってですね、大淀の港へ引っ張ってクレーンか何かであげてですね、格納していく。

それで天気のええときはそれを出して釣り堀センターにする、海上釣り堀センター。これも私絶対これからの明和町ですね、良い観光、海しか明和町はですね、多気や玉城は海がないんですよ。明和町だけ海がある。しかし、この海の漁業は非常にですね、昔は良かったけども、今は非常に厳しい状態に追い込まれています。だからそういう漁業者が生きていくための私は観光事業としてですね、考えてもらうのが明和町の将来の生きていく道であるというふうに思いまして、本日の私の一般質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、田辺泰宏議員の一般質問を終わります。

---

## ◎散会の宣告

○議長（北岡 泰） これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご協力誠にありがとうございました。

（午後 3時 10分）

---

